

英米不当利得法における 「事情変更の抗弁」

——民法703条の「利得消滅の抗弁」との比較の観点から——

笛 川 明 道

I はじめに

II 英米不当利得法の概要

1 総説

2 沿革

3 要件論

III 不当利得責任の減免事由の全般的比較

1 不当利得返還義務の範囲の原則

2 不当利得責任の減免をもたらす諸事由

IV 「事情変更の抗弁」と「利得消滅の抗弁」との比較検討

1 事情変更の抗弁とは

(1) 総説

(2) 「事情変更の抗弁」と「禁反言の抗弁」

2 具体的事例に即した比較検討

(1) 英米法

(2) 日本法

3 当事者の過責をめぐる問題

(1) 悪意の受益者

(2) 不法行為者

(3) 「過責の考量」の問題

4 双務契約の巻き戻しに関する問題

V むすび

- 1 本稿のまとめ
- 2 わが民法の解釈への示唆

I はじめに

わが民法の703条は、不当利得の受益者が「利益の存する限度」において不当利得返還義務を負うことを定める。この規定は、それにつづく704条が「悪意の受益者」の責任を定めている関係上、一般に、善意の受益者に適用されるものと解されている。

善意の受益者の責任を制限する民法703条の規定と機能的にパラレルなものが英米法においても存在する。「事情変更の抗弁」(defence of change of position; defence of change of circumstances)と呼ばれる法理がそれである。⁽¹⁾これは不当利得が生じた場合に、受益者が受け取った物を費消したり滅失するなどして失ったとき、一定の条件の下で受益者の責任を減免するものである。本稿では、善意の受益者の責任減免をめぐる制度につき、民法703条の「利得消滅の抗弁」と英米法における「事情変更の抗弁」とを比較検討する。

法系を異にする日本法と英米法とを比較することの意義についてはあるいは疑いが呈せられるかもしれない。これについては私は次の二点を挙げておきたいと思う。まず第一点であるが、法系を異にする二つの法において機能的にパラレルな制度が存在するというのは、それを必要とする現実が共通して存在することをうかがわせるものである。さきほど述べた「事情変更の抗弁」というものが英米法においてひろく認められだしたのは比較的近時のことである。もともと存在しなかった制度が取り入れられるに至った過程を明らかにすることは、民法703条の定める責任減免の存在理由および責任減免が認められるべき範囲について新たな角度から光を当てうるものと考える。次に第二点であるが、わが国の不当利得法学において20世紀半ば以降唱えられた学説の一つとして、谷口知平博士を主唱者とする、いわゆる過責の考量論、すなわち不当利得責

英米不当利得法における「事情変更の抗弁」

任の範囲を決定するにあたり当事者双方の過責を比較考量すべきだとする理論、がある。この説は少なくとも部分的には我妻栄博士、鈴木祿弥博士などの支持を得ており、⁽⁴⁾ 今日でもなお無視しえない学説といえる。谷口博士が過責の考量論の着想を得るにあたり大いに参考にしたのが、米国の「原状回復法リストメント」中の事情変更の抗弁に関する規定であった。⁽⁵⁾ それゆえ、過責の考量論がその後の英米の裁判所でどのように取り扱われているかをみると、過責の考量論の妥当性を測る一つの重要なバロメーターになりうるものと考える。

以下では次のような順序で叙述をすすめていきたい。まず本論に入るに先立って、以下の議論を理解するために必要な限りで英米不当利得法のあらましを概観する (II)。ついで、不当利得責任を減免する諸事由を日本法と英米法のそれぞれにつき全般的に観察する (III)。これはいわゆる「木を見て森を見ず」という弊害を防ぐことを意図するものである。それに続けて、日本法における「利得消滅の抗弁」と英米法における「事情変更の抗弁」とを裁判例を中心に比較検討し (IV)，最後にむすびとして、本稿の内容を総括した上でわが民法の解釈への示唆を述べることとする (V)。

II 英米不当利得法の概要

本論に入るに先立ってここでは英米不当利得法のあらましを以下の議論を理解するのに必要な限りでみておきたい。

1. 総説

英米において、不当利得を規律する法は、原状回復法 (law of restitution) と称されることが多い。この「原状回復法」という名前は1937年に米国において公刊された『原状回復法リストメント』に由来する。⁽⁶⁾ もっとも、原状回復法と現在よばれている法領域は大部分が以前から存在するコモン・ロー上の諸制度とエクイティ上の諸制度を素材としている

る。それゆえ、原状回復法はあらたな法制度を創出したものというよりもむしろこれら旧来からの雜然とした諸制度を「不当利得」(unjust enrichment) という統一的な基礎づけにより体系化したものといえる。

2. 沿革

「不当利得」という一般的な観念を基礎として債権債務関係の発生を説明するという発想は20世紀にはじめて生じたものではなかった。同様の見解を今から200年以上も前に述べていたのが当時英國の王座裁判所首席裁判官であったマンスフィールド卿 (Lord Mansfield) である。現在の目から見て不当利得にかかわるコモン・ロー上の事件領域（伝統的に「準契約」(quasi-contract) とよばれる領域）において原告を救済するために、それまでの裁判所は、当事者間に金銭の支払約束（すなわち、被告が原告に金銭を支払うという約束）があるものと擬制して被告に金銭の支払を命じていた。⁽⁷⁾ しかしマンスフィールド卿は、「自然的正義と衡平」(natural justice and equity) により被告が金銭を原告に返還する義務を負う、⁽⁸⁾ という構成を示し、一般的な不当利得理論への道を切り開いた。⁽⁹⁾ このマンスフィールドの説が英國コモン・ローにおける支配的理論であった時期もありあり、米国にも多大な影響を与えたようである。⁽¹⁰⁾ しかし、しだいに英國ではマンスフィールド理論の不明確さや不確実さが批判されるようになり、20世紀初頭の貴族院判決は、契約（金銭の支払約束）が当事者間に存在するものと擬制する手法に再び立ち返ることを宣言した。⁽¹¹⁾ このため英國ではマンスフィールド流の不当利得理論はしばらく沈滯することになった。⁽¹²⁾

その後しばらくの間、英米法圏において不当利得制度に関する議論を先導したのは米国であった。まず、19世紀末から20世紀初頭にかけてキーナー (Keener) やウッドワード (Woodward) により準契約に関する指導的な体系書が著された。⁽¹³⁾ そして、1937年にはアメリカ法律協会 (American Law Institute) により、『原状回復法リストメント』が公刊さ

英米不当利得法における「事情変更の抗弁」

れた。これは「原状回復法」の名のもと、不当利得の防止という統一的な理論的基礎を前提として、コモン・ロー上の準契約のほかエクイティ上の⁽¹⁴⁾擬制信託 (constructive trust) などの各種の法理をまとめあげたものであり、英米法諸国の不当利得法の発展に大きな影響を与えた。その後、米国では20世紀後半を代表する指導的学者としてドーソン (Dawson) と⁽¹⁵⁾パーマー (Palmer) が現れている。

不当利得の観念を基礎とする原状回復法理論は、20世紀後半には米国以外の英米法諸国にも広がっていった。英国では、20世紀半ばごろから裁判官であるライト卿 (Lord Wright) やデニング卿 (Lord Denning) が米国におけると同様の原状回復法理論を採用することを主張しはじめ、1966年にはゴフ (Goff) とジョーンズ (Jones) が共著で『原状回復法』⁽¹⁶⁾と題する著書を発表した。その間の1954年にはカナダ最高裁判所により原状回復法の理論が採用された。⁽¹⁷⁾ 英国で貴族院の判決により原状回復法の理論の採用が確立されたのは1991年のことであり、その数年前にはオーストラリア連邦最高裁判所 (High Court of Australia) が同様の理論⁽¹⁸⁾を採用していた。⁽¹⁹⁾ 英国原状回復法の発展には学説の貢献が大きかったといわれる。英国における主要な著書としては、さきほど挙げたゴフとジョーンズの著書のほか、バーカス (Birks) やバロウズ (Burrows) の体系書⁽²⁰⁾などが挙げられる。

3. 要件論

本稿での中心的な問題は不当利得の効果論であるが、本論である効果論に移る前に少しばかり要件論にもふれておきたい。

一般に、原状回復法は原告の損失により被告が不当に利得したもの⁽²²⁾を返還させることに関する法である、といわれる。この命題には不当利得の要件に相当するものが示されている。英國のゴフとジョーンズの体系書⁽²³⁾は次のように述べる(括弧内は笹川による)。「それ[不当利得の原則]は3つの事柄を前提としている。第一に、被告は利益の受領により利得

していなければならない [①]。第二に、その利益は原告の損失により得られたものでなければならぬ [②]。第三に被告にその利益を得させることが不当といえなければならぬ [③]」。

これらは日本民法703条における不当利得の要件にある程度似ているといえる。つまり、①は被告の受益、②は原告の損失および因果関係、③は法律上の原因の不存在にそれぞれ対応するものと考えられる。これらの要素のうちもっとも内容的に豊富なものを含むのは③の利得の不当性の要件である。この「不当」(unjust) いう言葉だけを聞くとはなはだ漠然としたとりとめのないものであるような感がある。しかし、少なくともゴフおよびジョーンズの見解によれば、これは裁判官にフリーハンドの裁量を与えることを意図するものではない。具体的にいかなる利得が不当とされるかは、基本的にはやはり英米法の他の分野と同様、過去の先例が判断の素材とされる。⁽²⁴⁾

不当利得返還請求をなしうる事案をゴフとジョーンズはおおまかには三つのタイプに分けている。すなわち、⁽²⁵⁾

- (a) 原告が自ら被告に利益を与えた場合、
- (b) 被告が第三者から利益を得たがそれを原告に返還すべき場合、
- (c) 被告が自らの違法行為により利益を得た場合、

である。

このうちとくに(a)についてふれると（これはわが国の不当利得類型論でいえばおおむね給付利得や支出利得の事案にあたると思われる）、ゴフとジョーンズはこれをさらに分解して、

- (1) 原告が錯誤に陥っていたとき、
- (2) 原告が強制の下で行為したとき、
- (3) 原告が〔被告の事務に〕介入しそれが〔被告にとって〕必要なものであったとき、⁽²⁶⁾
- (4) 原告が効力のない取引の下で利益を与えたとき、

の4つに分けている。⁽²⁷⁾ 後でも述べるが、本稿と最も関係が深いのは、こ

英米不当利得法における「事情変更の抗弁」

のうち(1)に関する事案であり、それもとくに錯誤による金銭の支払いが本稿での中心的な事例となる。

III 不当利得責任の減免事由の全般的比較

はじめに述べたように本稿では日本民法703条の定める「利得消滅の抗弁」と英米法の「事情変更の抗弁」との比較が中心的な問題であるが、個別的な論点に移る前にまず日本法・英米法それぞれに存在する不当利得責任の減免事由について一応の全体的な見通しを得ておきたいと思う。

1. 不当利得返還義務の範囲の原則

不当利得責任の減免事由をみるに先だって、責任が減免される前の本来の責任、いいかえれば被告が本来負うべき不当利得返還義務の範囲、についてふれておく必要があると思われる。

まず日本法であるが、不当利得の原則規定である民法703条は「法律上ノ原因ナクシテ他人ノ財産又ハ労務ニ因リ利益ヲ受ケ之カ為メニ他人ニ損失ヲ及ボシタル者ハ其利益ノ存スル限度ニ於テ之ヲ返還スル義務ヲ負フ」と定め、次の704条は「悪意ノ受益者」については特に「其受ケタル利益ニ利息ヲ附シテ」返還し、なお損害があればそれも賠償すべきものとしている。それゆえ、これら条文をみる限りでは不当利得返還義務の範囲は「現存利益」に限られるのが原則であるかのように見える。しかしながら、現実の裁判例をみると裁判所は受益者の側に利得が現存することを通常は推定して、受益者側に利得の消滅についての証明責任を課⁽²⁸⁾している。そのため、現実には、受益者が当初得た利益——すなわち704条にいう「受けたる利益」——の返還がむしろ原則であるという状況にある。

他方、英米法についてであるが、イギリスの法学者バークスによると不当利得返還義務の範囲の基準としてイギリスにも、「受けたる利益」⁽²⁹⁾ (value received) と「現に存する利益」(value surviving) という基準

があるとされる。バーカスによると不当利得返還請求のうち圧倒的多数は「受けたる利益」が返還義務の範囲となっていることであるから、英米法においても不当利得返還義務の範囲の原則は「受けたる利益」であるといってよいであろうと思われる。⁽³¹⁾

2. 不当利得責任の減免をもたらす諸事由

つぎに、不当利得責任の減免をもたらす諸事由の概観に移りたい。本稿末尾の〔表1〕は不当利得責任の減免をもたらす諸事由をまとめたものである。この表ではこれら諸事由を「全面的に責任を排除するもの」と「具体的な事情に応じて責任を減免するもの」とに分けて分類している。また、この表は日本法上の制度と英米法（とりわけイギリス法）の制度とがそれぞれ対応するよう、近似すると思われるものを左右並べて配置している。

二番目の分類項目である「具体的な事情に応じて責任を減免するもの」に関してであるが、これまで私が見たかぎりでは、イギリス法においては少し前までこれに入る制度は存在しておらず、ここ10年ほどの間にこの表にある「事情変更の抗弁」や未成年者に関する立法などが現れたばかりである。イギリス法が近年までオール・オア・ナッシングともいるべき硬直的な処理を行ってきた理由として以下の二つが挙げられるように思われる。

第一は、先ほど不当利得法の沿革のところで述べたようにイギリス法が20世紀初めから最近まで準契約について契約擬制説をとっていたことの影響である。これは、ある場合には厳格な責任を受益者に負わせる一方、別の場合には過度の免責を受益者に与えることになった。まず厳格な責任の方であるが、契約上の債務については単なる衡平を根拠とする責任減免は認められていないため、契約擬制説をとる裁判所は準契約の領域においても衡平を根拠とする責任減免（つまり、事情変更の抗弁）⁽³²⁾を認めようとしなかった。他方、過度の免責の方であるが、たとえばこ

英米不当利得法における「事情変更の抗弁」

の表の「全面的に責任を排除するもの」の欄の下の方に「被告の無能力」というものがある。イギリス法では、未成年者を拘束しない契約において未成年者が利益を得た場合、コモン・ロー上は全面的に不当利得責任⁽³⁴⁾が免除されてきた。たとえば今世紀初めごろのある事件では未成年者がある者から金を借りて返さなかったために訴えられたが、裁判所は契約上はもちろん準契約上も未成年者は金を返さなくてよいとした。このような甚だ奇妙な結論になったのは、準契約につき契約擬制説に立ったことの帰結である。すなわち、この事件で金銭返還約束を擬制しようとしても、未成年者はそのような約束を契約法上有効になしえない者である⁽³⁵⁾以上、擬制された約束もまた効力がない、ということになるわけである。

硬直的な処理がなされる理由の第二としては、英米には「お節介な行為」⁽³⁶⁾ (officious conducts) を好まない伝統があり、他人から押しつけられた利益は基本的に返さなくてよいとされていることが挙げられる。たとえば日本法では本人の意思に反して事務管理がなされた場合であっても本人は「現ニ利益ヲ受クル限度」で償還義務を負う（民法702条3項）のに対し、そもそも事務管理というものを原則として認めないイギリス法ではそのような行為に対して利得償還義務が認められることはほとんど⁽³⁷⁾ない。⁽³⁸⁾

「事情変更の抗弁」は、従来のオール・オア・ナッシング型の責任減免事由にあてはまらない受益者に合理的な保護を与える道を開くものである。しかし、単にそれにとどまらず、逆向きの働き、つまり不合理なオール・オア・ナッシング型の責任減免事由を退けていく働き、をする⁽³⁹⁾ことも期待されている。⁽⁴⁰⁾

IV 「事情変更の抗弁」と「利得消滅の抗弁」との比較検討

1 事情変更の抗弁とは

(1) 総説

事情変更の抗弁は、ごくおおまかにいえば、「あらゆる事情に照らして

みて原状回復させること、あるいは完全に原状回復させることが衡平に反するほど状態が変化した者〔被告〕⁽⁴¹⁾に認められる抗弁であり、状態が変化した限度で原状回復義務の免除ないし軽減が認められる。よく引き合いに出されるものとして、誤払いされた金銭を被告が慈善のため寄付したという設例があるが、⁽⁴²⁾ 実際にこのほかにも抗弁の成否が問題とされる事例は数多くあり、どのようなときにこの抗弁が認められるのかについてはいまだに不明確な点も多い（詳細はIV 2で見ることとする）。

事情変更の抗弁という法理の淵源はマンスフィールド卿にまで遡ることができるが、⁽⁴⁴⁾ 実際に英米法圏——とくに米国——において現在のような一般的な事情変更の抗弁が普及しはじめたのはおおむね19世紀後半から20世紀初めであるといってよいと思われる。米国においては今世紀初頭から1930年代の初めにかけて準契約上の請求に対する事情変更の抗弁を論じた論著がいくつか出ており、⁽⁴⁵⁾ 判決例もいくらか蓄積されていた。そして、それらを参考にしたと思われる原状回復法リストメントには次のような条項がおかれた。

§142. Change of Circumstances.

(1) The right of a person to restitution from another because of a benefit received is terminated or diminished if, after the receipt of the benefit, circumstances have so changed that it would be inequitable to require the other to make full restitution.

(2) Change of circumstances may be a defence or a partial defense if the conduct of the recipient was not tortious and he was no more at fault for his receipt, retention or dealing with the subject matter than was the claimant.

(3) Change of circumstances is not a defense if

(a) the conduct of the recipient in obtaining, retaining or dealing with the subject matter was tortious, or

(b) the change occurred after the recipient had knowledge of the facts entitling the other to restitution and had an opportunity to make

英米不当利得法における「事情変更の抗弁」

restitution.

【試訳】

第142条　事情の変更⁽⁴⁷⁾

(1) ある者が利益を受けた後、完全な原状回復をその者に命じることが衡平に反するほど事情が変更したときは、受益を根拠に原状回復をその者に要求する権利は消滅するか、または縮減する。

(2) 受益者の行為が不法行為的でなく、かつ、目的物の受領、保持、または取扱いについて受益者に請求者よりも大きな過責がないとき、事情の変更が抗弁、または部分的な抗弁となりうる。

(3) 以下の場合には事情の変更は抗弁とならない。

(a) 目的物の取得、保持、もしくは取扱いにつき受益者の行為が不法行為的であるとき、または

(b) 原状回復を求める権利が他人に付与される根拠となる事実を受益者が知り、かつ、受益者が原状回復を〔その他人に対して〕なしうる状態になった後に、〔事情の〕変更が生じたとき。

後でみるように、これらの条項すべてがそのままの形で米国の裁判所に受け入れられているとは必ずしもいえない。しかし、事情変更の抗弁という考え方自体は米国の裁判所においてひろく受け入れられており、20世紀末までの間にその他の英米法系諸国でもこれと類似の法理を採用する国がひろがっている。たとえば、1950年代末にはニュージーランドにおいて立法によりこのような事情変更の抗弁が認められた。また、1970年代半ばにはカナダでカナダ最高裁判所の判決により、事情変更の抗弁の存在が認められた。この事案は次のとおりである。

[1] Rural Municipality of Storthoaks v. Mobil Oil Canada Ltd. (1975)
55 D. L. R. (3d) 1 (S. C. C.).

モービル社（原告）はある自治体（被告）から石油・天然ガスの採掘権を付与され、その対価として一定の鉱区使用料（royalty）を自治体に支払っていた。両者の間で結ばれた契約によるとモービル社はいつでも採掘権を放棄できることになっていた。モービル社は1964年に一部の鉱区につい

て採掘権を放棄し、契約上その分だけ自治体に支払うべき使用料が減ることになった。ところが、何らかの理由によりモービル社内でその連絡が伝わらなかつたために、同社の経理部は採掘権を放棄した鉱区の使用料をその後も4年近く支払い続けた。のちにこれに気づいたモービル社は自治体に対して過払い分の返還を求める訴えを起こした。

カナダ最高裁判所において法廷意見を述べたマートランド (Martland) 裁判官は、「自治体が、金銭を受領した結果として自らの状態を著しく変えてしまったこと、を立証しうるとき、自治体がその受領金銭の返還義務を免れようとするのを拒むべきではない」と述べて、事情変更の抗弁がカナダ法において存在することを認めた。ただし本件の事実関係においては、自治体が金銭の受領により特別な事業をなしたり、特別な財政的肩入れ (special financial commitments) をなしたなどの証拠はない、として事情変更の成立を認めなかった。

この後、1990年代初めにはイギリス貴族院やオーストラリア連邦最高裁判所もこの抗弁の存在を認めるに至った。事案はそれぞれ以下のとおりである。

[2] Lipkin Gorman v. Karpnale Ltd. [1991] 2 A. C. 548 (H. L.)

X (原告) は firm of solicitors (ソリシタを構成員とするパートナシップと思われる) であり、その partner の一人にギャンブル狂 (compulsive gambler) である C (訴外) がいた。C は自分が管理する (operate) 権限を与えられていた X の銀行口座から数か月の間に30万ポンド以上の金を引出してその多くを被告 Y のカジノで費消した (C が X の金を引き出して賭けに使っていることを Y は知らなかつたとされる)。のちにこの事実が X に発覚し、C は盜罪 (theft) で有罪判決を受けた。X は金銭の返還を求めて Y を訴えた。C Y 間の賭博契約は賭博法 (Gaming Act) 18条により無効であった。

イギリス貴族院は X の主張を認め Y に金銭の返還を命じた。返還すべき額を算定するにあたり、貴族院は Y が C に対してなした出費額の限度で事情変更の抗弁の成立を認めた。すなわち、[Y が C から受け取った金銭の総額] から [C が賭博で勝ったときに Y が支払った金銭の総額] を控除した

英米不当利得法における「事情変更の抗弁」

額をYは返還すべきものとした。

[3] David Securities Pty. Ltd. v. Commonwealth Bank of Australia (1992) 175 C. L. R. 353.⁽⁴⁹⁾

X社はある理由でY銀行に損害賠償を求める訴えを起こし、Y銀行は反訴として未払債務の弁済をX社に求めた。X社は反訴請求に対し、自分は法律上無効とされる契約条項（具体的にいえば、元本・利息に上乗せして、利息に対する課税額相当の金銭も支払うべし、という条項）に基づいてY銀行に本件債務の一部を弁済したとして、法律上支払う必要がなかった部分を未払債務と相殺するよう求めた。原審は、当該契約条項が無効であることは認めたが、法律の錯誤によりなされた支払いは取り戻しえないとして、X社のこの主張を退けた。これに対しX社が上訴した。

オーストラリア連邦最高裁判所は、事実の錯誤の場合と同様に法律の錯誤により支払いをなしたときも金銭の返還請求が可能であるものとした。その上で、オーストラリア連邦最高裁判所はオーストラリア連邦法においても事情変更の抗弁が認められるべきことを述べた（上訴審においてY銀行は、Y銀行がX社の求めに応じて義務でないサービスを行って出費をした、と主張していた）。そして、これらの点につき審理をさらに尽くさせるため原審を破棄して差し戻した。

以上から、今日では、事情変更の抗弁は英米法諸国一般に見られる法理であるといつても過言ではなくなったと思われる。⁽⁵⁰⁾

(2) 「事情変更の抗弁」と「禁反言の抗弁」

事情変更の抗弁が認められる以前にもこれと類似の機能を有する抗弁が英米法にいくつか存在していた。その最たるもののが証拠法に由来するといわれる禁反言 (estoppel) の抗弁である。これは金銭の誤払いの事例において、支払人が受領者に対し受領者にその金銭の権利があるものと信じさせるような表示 (representation) をなし、かつ、それを信頼した受領者が自らの状態を不利益に変更したとき、支払人は自らがなした表示に反する主張、すなわち金銭の返還請求、をなし得なくなる、という

ものである。⁽⁵²⁾ 具体的事例として次のようなイギリスの事件がある。

[4] Avon County Council v. Howlett [1983] 1 W.L.R. 605.

教師Yはあるとき学校の教室において事故により負傷し、職務を果たすことができなくなった。Yを雇用していた地方自治体X（エイヴォン州参事会）は給与および疾病給付としてYに1,900ポンド余を支払った。しかし、これは所定の額と比べて1,007ポンドの払い過ぎであった。払い過ぎが生じた原因は必ずしもはっきりしないが、原告の職員が（給与計算の）コンピュータへYの適正なデータを入力をするのが遅れたものとみられる。その後しばらくして、Xは払い過ぎに気付き、「錯誤による支払」を理由として被告Yに対して過払い分1,007ポンドの返還を求めた。これに対しYは抗弁の一つとして禁反言を主張し、本件給付についてのYの問い合わせに対しXの職員が誤った見解を述べたこと、および、Yがそれを信じて別の社会保険給付の申請を控えたりスーツや中古車を購入するなど損失や出費を蒙ったこと（総計で546ポンド余）、を主張した。原審は禁反言の抗弁の成立を認めたが、546ポンド余の限度でしかその効果を認めず残額の返還をYに命じた。これに対し、請求の全部棄却を求めてYが上訴した。

イギリス控訴院は、禁反言の抗弁は証拠法上の準則として原告の請求を全面的に排除する働きを有するとして、Yの上訴を認めた。

禁反言の抗弁には次のような欠点があるといわれる。第一に、原告による表示という要件が障害となって不利益を蒙った被告の救済に実際上あまり役立たないこと。第二に、オール・オア・ナッシングの効果を有するため、被告が実際に蒙った不利益が小さいときにも利得全体の保持を被告に許すという不衡平が生じうこと、である。事情変更の抗弁は、禁反言のもつこれらの欠点を克服したものであり、今日禁反言の抗弁の存在意義は乏しくなっているものと考えられる。⁽⁵³⁾
⁽⁵⁴⁾

現在のところ最高司法機関のレベルで原状回復法における禁反言の抗弁を廃止した例は見つからないが、カナダのニュー・ファンドラン州控訴院の裁判例に、「禁反言は〔今日〕もはや適切な問題処理方法ではない」として禁反言の抗弁の主張を退けて、事情変更の抗弁の主張のみを

英米不当利得法における「事情変更の抗弁」

採用したものが⁽⁵⁶⁾あり、最近のイギリス高等法院の判決にも同様のことを述べたものがある。

2 具体的事例に即した比較検討

本節では具体的な事例につき、日本法と英米法を対照させて検討していきたい。本稿末尾の〔表2〕は日本法における「利得消滅の抗弁」をめぐる事例と英米法における「事情変更の抗弁」をめぐる事例とをまとめたものである。

ここでは、アメリカの学者ドップズの著書を参考にして、利得消滅が問題となる事例、および、事情変更が問題となる事例、を便宜上つぎの4つのグループに大別してみていきたい。すなわち、(a)利益の費消、(b)利益の滅失、(c)利益の移転、および、(d)その他の損失の発生、である。⁽⁵⁷⁾

「利益の費消」とは、受け取った金銭を浪費したり生活費に充てた場合のように、利得したものを受け取ったものを随意に処分したケースをさす。

「利益の滅失」とは、盜難や不可抗力による滅失など受益者の意思によらない事象により受け取ったものが失われた場合をさす。

「利益の移転」に入るるのは、利得受領者が、いわば「パイプ役」として、受領したものを他人に引き渡した事例である。たとえば、代理人から本人への引渡し、信託の受託者 (trustee) から信託の受益者 (beneficiary) への引渡し、遺産の人格代表者（遺言執行者や遺産管理人）から受遺者ないし相続人への引渡しなどである。つまり、ここではあるものを（ある第三者のために）受領した者が、第三者に対して負う義務に基づいて、それをその第三者に引き渡した場合を取り上げる。

「その他の損失の発生」とは、以上のいずれにもあてはまらない損失が利得に起因して受益者に生じた場合をさす。

以下では、まず英米の裁判例や学説を紹介した後に、日本の裁判例を対比させるという形で論述を進めていきたい。なお、利得の喪失や事情変更が問題となった裁判例はほとんどが誤払いされた金銭が利得された

事件であるため、ここでは利得されたものが金銭である場合を中心として論じることとしたい。

(1) 英米法

(a) 利益の費消

英米法において利益の費消は原則として原状回復請求に対する抗弁事由とはならないといわれる。⁽⁵⁹⁾ もっとも、事案によっては事情変更の抗弁が認められた例もいくつかあり、いかなる場合にこのような例外が認められるのかを検討する必要があると思われる。以下では設例をもとにして検討をすすめることとしたい。

[設例1]

ある会社の株式を有する乙は、株の売却を株式仲買人である甲に委託した。株の売買を行った甲は売上金として乙に10,000ドル渡すべきところ誤って20,000ドル渡した。甲は過払金10,000ドルの返還を乙に請求した。返還を請求されるまでに乙は受け取った金銭を善意で以下のとおり費消した。

- ①銀行に対して負っていた債務の返済に1,000ドルを充てた。
- ②慈善団体に1,000ドル寄付した。
- ③生活費に1,000ドル使った。
- ④友人を招いて豪華なパーティを開き1,000ドル使った。
- ⑤別の会社の株を1,000ドルで買ったところその会社が倒産し株は無価値となった。
- ⑥車を5,000ドルで買った。

① 既存債務の返済

既存債務の返済は、事情変更が認められない典型例である。原状回復法リストイメントの注釈は「金銭が支払われ、その受領者が当該金銭をその受領以前に負っていた債務の支払いに充てたとき、そのような債

英米不当利得法における「事情変更の抗弁」

務の支払いは原状回復を妨げるような事情の変更とはならない」とす
⁽⁶⁰⁾ る。具体的な事例として次のようなものがある。

[5] Ohio Co. v. Rosemeier, 288 N. E. 2d 326 (Ohio App. 1972).

株式仲買業を営むX社は、Yに“Santa Fe International”社というコロラド州の会社の株券を見せられ、その株価が1株36ドルであるかどうかを尋ねられた。X社は証券取引所のリストを調べて、“Santa Fe International”社という名前を見つけ、その株価が1株約36ドルであることを確認した。そこでYは同社の株式を500株売却するようX社に依頼した。ところが、リストに載っていたのはカリフォルニア州の会社であり、Yが株券を有するコロラド州の会社の株価は1株4セントから8セントの間にすぎなかつた。X社は株の売買を1株約36ドルで行い、17,850ドル余をYに渡した。のちにX社は事実を知り、Yに金銭の返還を求めた。Yは抗弁の一つとして事情変更を主張し、受領金銭を債務（自分の家に設定された譲渡抵当の債務など）の返済に充てたことを挙げた。オハイオ州控訴裁判所は、YはX社から支払われた金銭の価値を保持している、として、事情変更の主張を退けた。

[6] United States v. Reagan, 651 F. Supp. 387 (D. Mass 1987).

合衆国Xは税の還付としてYに約7,000ドルを誤って支払った。Yが金銭の返還を拒んだためXが提訴。Yは自分は受領した金銭の大半を債務の支払いに充てたと述べた。連邦地裁は、受領金銭を単に費消したというだけでは抗弁とならないとして、Xの請求を認めた。

なお、金銭受領者が当該金銭を自己の債務ではなく他人の債務の支払いに充てた場合については、債務の弁済が事情変更と認められることがありうる。以下の事件はその一例と思われる。

[7] Amalgamated Assn. of street elec. Ry. and motor coach employees of Am. v. Danielson, 128 N. W. 2d 9 (Wis. 1964).

アメリカ路面電車・バス労組連合 (amalgameted association of street electric railway and motor coach employees of America) の地方組織 (local labor union) であるXは、Xの組合員であったAが死亡したため、

労働組合の規約に従い、Aの娘であるYに対して死亡給付金 (death benefit) を支払うことになった。Xは死亡給付金の全額を葬儀屋に支払った(これは死亡給付金をAの葬儀代に充当するためであり、Yの了解のもとなされたとみられる)。この時Xは誤って200ドル余計に葬儀屋に支払い、葬儀屋は200ドルをYに引き渡した(裁判におけるYの証言によれば、Yはその金銭の権利が自己にあるものと考えたとされる)。XはYに200ドルの返還を求めた。これに対しYは次のような出費をY側がしたことを主張した。まず、Yが本件200ドルを受領する前にYの夫がAの医療費や埋葬費に充てるため230ドル余を出費したこと。また、200ドルの受領後、YがAの病院に対する債務50ドルを支払ったこと。なお、Aには遺産がまったくなかった。ウィスコンシン州最高裁判所は、Yが病院に対して支払った50ドルを返還額から控除することを認めた(他方、金銭受領前になされたそれ以外の出費は、金銭に対する自分の権利の存在を信じてなした出費とはいえないとしてその控除を認めなかった)。

ドップズはこの事例を、金銭の費消により被告の資産が増加しなかつた(あるいは被告の責任が減少しなかった)⁽⁶¹⁾ 例として挙げている。これは、この事例において被告が支払いをなした債務(病院に対する債務)が、被告自身の債務ではなく、また被告が当然支払うべき債務でもなかつたからであると考えられる。被相続人の債務が原則として相続人に承継されるとする日本法の立場から見るとこの結論は奇妙に見えるが、相続について清算型の処理方法をとる英米法においては、被相続人(A)の債務は相続人(Y)に直接に承継されるのではなく、遺産管理手続において⁽⁶²⁾ 清算されるべきものとされているため、本件のように遺産がゼロの場合、残された債務は支払いの必要のないものだったようである。

②贈与

慈善団体への寄付はよく出てくる設例である。リストメントの注釈は、「生活費または業務上の費用 (the expense of a business) を支払うため、もしくは贈与をなすために、金銭が使われたとき、事情の変更

英米不当利得法における「事情変更の抗弁」

は存在しない。ただし、それらの支出または贈与が当該金銭の受領を原因としてなされ、かつ、かかる支払いの額が、金銭受領者の経済状態を考慮して、返還を命じるのが衡平に反するほどの大きさであるときは、⁽⁶³⁾この限りではない」としている。それゆえこの注釈の立場では慈善団体への寄付は原則としては事情の変更にあたらないとされるものの、過払いを受けたことにより元来予定していなかった多額の寄付をなした場合は、⁽⁶⁴⁾事情変更が認められる可能性があるとみられる。なお、リストイメントの注釈が特に言及していないことであるが、同じ「贈与」といつても慈善団体への寄付の場合と親族や友人に対する贈与の場合とでは、⁽⁶⁵⁾事情変更の抗弁の認められやすさが異なることが考えられうる。

③生活費への充当

先に②の贈与のところで引用したリストイメントの注釈にもあるとおり金銭を生活費に使っても一般には事情変更にあたらないとみられる。ただし、生活費への支出が事情変更として認められた特殊な例として次のものがある。

[8] Moritz v. Horsman, 9 N. W. 2d 868 (Mich. 1943).

Aには子供が4人いたが、そのうちXら3人の姉妹はAの実子であり、YはAの養子であった。Aの兄弟であるBの死亡により、A（当時すでに死亡していた）の子供らが彼らからみておじにあたるBの財産を相続することになった。このときYもXらと同じく相続人として13,200ドル余（うち10,000ドルは政府債）を受けた。ところがミシガン州法では、Aの養子であるYは、実子であるXらとちがい、おじBの相続人とはなれないことになっていた。のちにこのことに気づいたXはYに対して、Yが受け取った額の3分の1を自分に引き渡すよう求めて訴えを起こした（のちに姉妹の別の一人も原告として参加してきて同様に3分の1を自分に引き渡すようYに求めている）。

ミシガン州最高裁判所は、Yは相続人として受け取った財産をXらに返還すべきものとした。その一方で裁判所は次のような事実を挙げた。すな

わち、Yは自らが法律上相続人の一人であると信じていたこと、Yが10,000ドルの債券を受ける直前に結婚したこと、Yが3,000ドルを家および家具の代金の支払いに充てたこと、Yがしばらくの間失業していたこと、Yの妻が1年半の間重い病気を患っていたこと、Yには5,000ドルの債券しか残っていないこと、ただしそれで綿密に財産を調べればたぶん何かもっと（財産が）見つかるであろうこと、である。そして裁判所は全額をYに返還させるのは衡平に反するとした上で、「5,000ドルが債券として残っている。被告が他にどのような財産を有しているかを厳密に確定することはできない。被告は〔他の〕財産を換価することで得られうる、2,500ドルを他に有しているかのようにみえる（It looks as if he had an additional \$2,500 that might be realized from property）」として、7,500ドル（5,000ドルと2,500ドルの和）のうちの3分の2である5,000ドルの返還をYに命じた。

この事例においては、金銭の受領の結果被告が受益がなかったときよりも多くの生活費（および医療費）を使ったであろうことが推測できるが、裁判所は被告が受益を原因として特別の出費をなしたという認定はとくにしていない。それゆえ、この判決のとる立場は、リストイメントの注釈（先に②の贈与のところで述べた）がとる立場とは異なるかもしれない。

なお、生活費への支出を事情変更と認めて返還義務を軽減した事例は、イギリスにも見られる。たとえば、つぎの事件である。

[9] Philip Collins Ltd. v. Davis and another [2000] 3 All E. R. 808

X社は、有名ミュージシャンAの興行に関する権利を有しており、YらはAの興行に付き従って演奏を行っていた。Yらは、Aの音楽CDの売り上げから一定のロイヤリティ（著作権使用料）を受けることになっていた。X社は、Yとの間で結んだ契約の解釈を誤り、数年間にわたりYらにロイヤリティを過払いした（総計で、本来支払うべき金額の約3倍を支払った）。X社は、これまでの過払い分と将来のYらのロイヤリティとを相殺することを求める訴えを起こした。これに対し、Yらは、受領したロイヤリティを生活費に費消したため現在は金銭が残っていないとして、事情変更の抗

英米不当利得法における「事情変更の抗弁」

弁を主張した。

イギリス高等法院は、「正しい額のロイヤリティがYらに支払われていればYらの生活費の水準はもっと低かったであろう」として事情の変更を認めた上で、「諸事情を勘案して」過払金額の2分の1の限度で返還義務を軽減した。

④浪費

リストイメントの注釈は浪費について直接触れてはいないが、先に挙げた金銭を贈与した事例や生活費に充てた事例とのバランスからいって、浪費を原則として事情変更と認めない立場にあると考えられる。浪費が事情の変更と認められた事例として、カナダの RBC Dominion Securities Inc. v. Dawson事件（後出 [13]）がある。この事件では、金銭を「釣り旅行」(fishing trip) や友人の歓待(entertainment with friends who were visiting) に使ったことがニュー・ファンドランド州控訴院により事情変更として認められている。この事件においては原告（顧客に金銭を過払いした証券会社）に過責があることが裁判所により示唆されているほか、判決文中に引用された原審の事実認定から、浪費をなした被告の収入が多くはなかった（1990年現在で月800ドル弱）ことがうかがえる。⁽⁶⁸⁾ 現実の裁判において浪費が事情変更にあたるか否かが判断されるにあたっては、受益と浪費との因果関係、当事者の過責、被告の経済状態、⁽⁶⁹⁾ 浪費の額など雑多な諸要素が考慮されるものと思われる。⁽⁷⁰⁾

⑤投機の失敗

一見したところでは、投機の失敗は浪費の一種として挙げられるようと思われる。しかし、私がこれまで唯一発見できた裁判例はこの事例を、後で検討する「利益の滅失」のグループに属するものとして取り扱っている。

[10] Hilliard v. Fox, 735 F. Supp. 674 (W. D. Va 1990).

株式仲買業を営むX社は、顧客YにYの有する“Gibson Cryogenics”社

株の市場価格（1株につき1ドルに満たなかった）を説明するに際し、誤って“Gibson C. R.”社株の市場価格（1株につき10ドルを超えていた）を伝えた。YはX社の提供した誤った情報を信じて“Gibson Cryogenics”社株2,000株を売却するようX社に指示した。“Gibson Cryogenics”社と“Gibson C. R.”社を取り違えていたX社は“Gibson C. R.”社株2,000株の売買を行い、手数料を差し引いた上でその売上げをYに交付した。それから約二か月後にX社は誤りに気づき、Yに金銭の返還を求めた。裁判においてYは事情変更の抗弁を主張して、X社の請求を棄却する summary judgement（正式事実審理を経ないでなされる判決）を出すよう裁判所に求めた。Yが主張した事情変更とは、Yが、X社から金銭の返還を請求される前に、受領金銭をビジネス・ベンチャーであるA社に投資し、その後A社の解散によりその投資が無価値となつたことであった。

米国連邦地方裁判所は、受領金銭を用いてビジネス・ベンチャーになした投資が後になって価値を失うことが事情変更にあたりうることを認めた（ただし裁判所は、価値の喪失が金銭返還請求前に生じたとして、という留保を付けていた）。裁判所は、この事例は受領金銭の費消のケースとは事例が異なるとし（このため、金銭の受領がなかつたらその投資をしなかつたであろうという証明は要求されないものとした）、むしろ受領物の滅失や盗難の事例と同列のものとして扱った。そして、受領金銭〔の現物〕のうちYが実際に投資にふりむけたのはどれだけだったかをYは証明すべきものとした。裁判所はこの証明がないことなどを理由にYのなした summary judgement の要求を却下した。

投機は「もうかるかもしれない」というチャンスと引換えに自らの意思で金銭の処分をなす行為であり、その点で滅失や盗難とは根本的な違いがあるともいえる。それゆえ、この判決の理論構成が今後も支持されるかどうかには疑いの余地があるように私には思われる。⁽⁷¹⁾

⑥車の購入

これまで検討した項目とは違い、ここでは金銭の費消によりその代わりの物（ここでは車）が生じている。ドップズはこのような場合事情変

英米不当利得法における「事情変更の抗弁」

更は一般には認められないものとしている。ドップズにより挙げられた事案として次のようなものがある。

[11] Picotte v. Milles, 203 S. W. 825 (Mo. App. 1918).⁽⁷³⁾

Aが死亡し、Aの兄弟姉妹の一人であるYが相続人の一人となった。Aの妻であったXは、Yが相続によりある土地（AX夫婦の共同所有地であった）の18分の1の持分を取得したと考え、その持分を買い取る代価として440ドル余をYに支払った。しかし、法律上この土地は夫婦の一方が死亡したとき他方がすべての権利を取得すべきものであった。そのため、本来はAの死亡によりXがその土地の単独所有者になるのであって、Yが持分を取得することはなかった。のちにこれに気づいたXはYに対して金銭の返還を求めた。これに対しYは、禁反言の抗弁を主張し、自分が金銭を受領した後に自動車を買い金銭の返還が困難になったことを挙げた。ミズーリ州スプリングフィールド控訴裁判所は次のように述べてこの抗弁を退けた。「錯誤が〔当事者に〕共通 (mutual) であるとき……受け取った金銭が完全に失われたこと (absolute loss) は被告にとって抗弁とはならないであろうし、〔被告が〕自分自身のために金銭を使うという金銭消費態様はけつして抗弁とならない」。

[12] Messersmith v. G. T. Murray & Co., 667 P. 2d 655 (Wyo. 1983).

Yは株式仲買業を営むX社を訪ね、自己が有するA社株の株価を聞いた。X社の述べた額が思いがけず高いものだったのでYは驚いたものの自己の有するA社株200株を売るようX社に委託した。Yから株券を受け取ったX社は指示にしたがって200株の売買を行い、その売上げ約9,300ドルをYに渡した。しかしそれから約2ヶ月後にX社は次のようなことを知った。すなわち、2年前にA社は株式の併合を行ってそれまでの40株を1株としており、その際（おそらく株券の交換のため）A社の株主には株券の提出が求められていたのに、Yはそれをしていなかった。したがってYが有する旧株200株の価値は、現行の5株相当（235ドル）でしかなかった。X社はYに対し過払い分の返還を求めた。裁判においてYは抗弁の一つとして事情変更を挙げ、8,000ドルを家の代金（頭金）に充て、他は勘定 (bills) の支払い〔詳細は不明〕に充てたことを主張した。ワイオミング州最高裁

判所は、単に家の頭金を支払ったりその他の債務を支払ったというだけでは事情変更とはならない、としてYの抗弁を退けた。

しかし、代わりの物が存在するにもかかわらず事情変更を認めた裁判例もわずかではあるが存在する。以下のカナダの裁判例はその一つである。

[13] RBC Dominion Securities Inc. v. Dawson (1994) 111 D. L. R. (4th) 230.

Y兄弟（厳密にいえば姉弟ないし兄妹）は、X証券会社を通じて、A社の株式をそれぞれ幾らかずつ買い、それをX証券会社に預けていた。のちにA社はB社と合併し（B社に吸収合併されたようである）、A社株5株がB社株1株に換えられることになった。ところがX証券会社は誤ってA社株1株がB社株5株に換えられるものと計算した。その結果X証券会社は、Y兄弟に対する連絡において、合併によりY兄弟が有することとなったB社株の数を実際の25倍述べた。Y兄弟の一人はその情報が正しいかどうか確かめるようX証券会社に求めたが、X証券会社はその情報が正しいものと確認した（コンピュータへの入力ミスが原因のようである）。そこで、Y兄弟は自分たちの有するB社株を売却するようX証券会社に指示し、X証券会社はさきに述べた誤った株式数で売買をなした。その結果、Y兄弟は彼らが実際に有する株式の価値よりも多くの金銭をX証券会社から受け取った（一人は約5,000ドル多く、もう一人は約3,000ドル多く）。のちにX証券会社は誤りに気づき、Yらに金銭（おそらく過払い分）の返還を求めた。これに対しY兄弟は、抗弁として禁反言の抗弁および事情変更の抗弁を主張し、金銭はすべて費消によりなくなったものとした。具体的には、兄弟の一人は、受け取った金で家具（食卓、椅子、ソファーなど）およびビデオデッキならびに衣服を買替えたりあらたにつけ加えたという事実を主張し、もう一人は受け取った金を自分や家族の以前からの債務の返済に充てたほか、「釣り旅行」や友人の歓待に使ったことを主張した。原審は禁反言の抗弁と事情変更の抗弁の両方が成立するものとして、X証券会社の請求を全部棄却した。これに対しX証券会社が上訴した。

ニューファンドランド州控訴院は原審を一部破棄した。まず、禁反言の

英米不当利得法における「事情変更の抗弁」

抗弁は今日では採用できないものとした。ついで事情変更の抗弁について、Yらがなした金銭の費消のうち、家具の購入に充てた分の一部、および、自分や家族の以前からの債務の返済に充てた分については、事情変更の抗弁が成立しないものとした。しかし、その他の費消についてはそれにより事情変更が生じたものとひろく認めた。家具購入のうち抗弁として認められなかったのは、金銭を返還するよう請求された後でなした購入や、本件利得の有無にかかわりなくなしたであろう購入だけであった。

この事件においてとくに物品購入につきそれによる利益が被告に現存するにもかかわらず、それを度外視して事情変更の抗弁を認める理由について裁判所はこう述べている。「彼女〔被告〕が〔錯誤により支払われた〕金銭から受益しつづけているからといってそれだけで事情変更の抗弁が退けられるわけではない。本件では、一つ例外があるものの、家具の購入によりドースン〔被告〕は〔X証券会社の〕錯誤がなければ取り替えることのなかったであろう自らの家具を取り替えている……この出費は通常の生活費や現存する債務の支払いとは異なるものである……彼女〔被告〕の立場は次の者に似ていなくもない。それは、〔本来あるべき額〕より多くの金が使えたためにより高い水準の生活をしたけれども、もしその偶然の利得(windfall)がなければそうはしなかったであろう者である」。⁽⁷⁴⁾

〔設例2〕

ある会社の株式を有する乙は、株の売却を株式仲買人である甲に委託した。乙の計算ではこの株の売買で20,000ドルが手に入るはずであり、これに気をよくした乙は、甲から実際に売上金が引き渡される前に、慈善団体に1,000ドルを寄付した。その後甲から実際に20,000ドルの引き渡しがあったが、真に乙に引き渡されるべき金額は10,000ドルであった(甲と乙とが株の価値につき同様の事実誤認をしていたものとする)。その後、甲は過払金10,000ドルの返還を乙に請求した。

この設例では、前の設例と違って、実際に金銭を受け取る前に乙が将

來の入金を予期して出費をなしている。

米国の原状回復法リストメントは、事情の変更が受益の後に生ずべきことを明示的に定めており、これに従えばこのような事例は抗弁とはならない。パーマーやドップズも同じ立場に立つようである。⁽⁷⁵⁾

他方、イギリスの *Lipkin Gorman v. Karpnale Ltd.* 事件（前出 [2]）貴族院判決は受益を期待してなした出費が抗弁となりうることを認めた面があるといわれる。というのは、カジノが賭博で最終的には客ではなく自分の側がもうけること予期してたまたま客の方が勝ったとき客に金を支払い、その後自分が客以上に勝って利益を得たような場合、この判決からするとカジノが客に支払った金額について事情変更の抗弁が認められることになりそうだからである。⁽⁷⁶⁾

(b) 利益の滅失

受領の目的物が盗難にあったり不可抗力により滅失したことは事情の変更にあたるか。

リストメントの注釈は、目的物の滅失や盗難が事情の変更になるという見解をとっている。また、先に述べた *Hilliard v. Fox* 事件（前出 [10]）において米国連邦地裁も同様の前提に立って判決を下している（もっとも、前述したとおり投機の失敗が滅失や盗難と同列に扱われるべきだというこの判決の理論構成の当否は疑われる余地があると思われる）。⁽⁷⁷⁾

他方、ニュージーランドの立法は、「ある者〔被告〕が……支払いが有効であると信じて自らの状態を変えた」(the person……has so altered his position in reliance on the validity of the payment) ときに抗弁が成立するという規定になっており、この文言に従うかぎり、盗難・偶発的毀損といった自己の意思に基づかない出来事は抗弁とならないことが考えられる。同様の文言は、カナダ最高裁およびオーストラリア連邦最高裁の判例においても存在する。これに対し、イギリス貴族院では、こ

英米不当利得法における「事情変更の抗弁」

の抗弁は「状態が変化した者〔被告〕」(a person whose position has so changed)に与えられるものである、という意見がゴフ卿により述べられており、複数の学者が、⁽⁸⁴⁾ 盗難や偶発的毀損も抗弁となりうるという主張⁽⁸⁵⁾をしている。

(c) 利益の移転

ドップズによれば、「利益の移転」の事例は、「利益の費消」や「利益の滅失」の事例と比べて抗弁の成立が認められやすいといわれる。⁽⁸⁶⁾

「利益の移転」のうち、抗弁が最も早くから認められていたのは、代理人たる被告が、原告から受け取ったものを本人に引き渡した事案である。これは一般的な事情変更の抗弁が最近まで認められていなかったイギリス法においても長い間抗弁として認められてきた。最も初期のものとしてつぎのようなイギリスの事例がある。

[14] Pond v. Underwood (1705) 2 Ld. Raym. 1210.

訴外Aが死亡した後、訴外B (Aの姉妹) がその遺産管理人 (administrator) としてふるまっていた。しかし、実はAには遺言があり、それによればXが遺言執行者 (executor) となるべきであった。その遺言が発見される前にBはAの遺産中の債権を回収する代理権をYに与え、Yは回収した21ポンドをBに交付した。Aの遺言が後になって発見され、遺言執行者XはYに対し21ポンドの返還を求めた。王座裁判所のホールト (Holt) 首席裁判官は、遺産管理人としてBがなした行為はすべて無効である、としたものの、「遺言の存在を知る前に遺産管理人〔B〕に金銭を交付した、被告〔Y〕の責任は問い合わせたい」としてXの請求を退けた。

[15] Cary v. Webster (1721) 1 Str. 480.

YはS社 (South-Sea Company) の事務員であった。判例集の文中では明らかにされていないが、このS社はいわゆる「南海会社」(投機熱をあおって大衆から資金を集めめたものの事業に失敗し、出資者に大きな損害を与えたことで有名)だと思われる。XはS社に出資するため600ポンドの支払いをなし、これをYが受領してS社に引き渡した。XがYを訴えたが（請

求の根拠は不明), 王座裁判所の Pratt 首席裁判官は X の訴えを退けた。傍論として同裁判官は, かりに Y が S 社に金銭を引き渡していなかったとしたら, X は自己の選択により Y と S 社のどちらか一方を訴えることができたであろう, とした。

「利益の移転」を理由に事情変更が認められる場合として, このほかに, 信託の受託者 (trustee) から信託の受益者 (beneficiary) への引渡し, 遺産の人格代表者 (遺言執行者や遺産管理人) から受遺者ないし相続人への引渡し, などがある。具体例としてそれれつぎのようなものがある。

[16] Weiner v. Roof, 74 P. 2d 736 (Cal. 1937).

X と Y は土地売買契約の当事者の関係にあり, 買主 X は売主 Y に土地売買代金の一部である 1,890 ドルを支払った。Y が X に売った土地は, A らが自らの土地の分譲を進めるために Y に信託していたものであった。本件土地売買契約において実質上の売主にあたる A は売買交渉において Y の代理人として行動していた。のちに X は A の不実表示を理由に本件土地売買契約を取り消して, Y および A に対して土地代金を [各自連帯して] 返還するよう求めた。原審は X の主張を認めた。この判決に対して Y のみが上訴した。Y は, X から受領した金銭を自分は信託の受益者 (beneficiary) である A らに引き渡した, と主張した。

カリフォルニア州最高裁判所は, [A が X に対してなした] 不実表示を知らなかつた Y が, もしその主張どおり受領金銭を信託の受益者に引き渡したことを見明できたならば, Y が不当に利得しているとはいえないとした。そして, その点についての審理を尽くさせるため原審判決を破棄して差し戻した。

[17] Beam v. Copeland, 14 S. W. 1094 (Ark. 1890).

父 A が死亡し, 子 B と子 X の二人が相続人となった (この当時 X は行方不明の状態であったようである)。B は遺言検認裁判所 (probate court) に次のような申し立てをなした。すなわち, X がその居所を去って音信不通となってから 5 年が経過しており X はすでに死んでいる, と。遺言検認裁判所は, X が一定の期間内に現れて請求をなさなかつたならば X の相続分

英米不当利得法における「事情変更の抗弁」

(その中身はもっぱら金銭であった)はBに支払われる, と決定した。このXの相続分は, Bがその後死亡した結果, Bの遺産管理人であるYに支払われた。のちに姿を現したXはYを相手取って自己に帰属すべき財産(金銭)⁽⁸⁷⁾を返還するよう求めた。それまでの間に, YはXがすでに死んでいるものと考えて, 受け取った財産の大部分をBが残した債務の清算に費やしていた。アーカンソー州最高裁判所は, Yが善意で財産をBの残債務の清算に充てた部分についてYは保護されるものとし, それを差し引いた額を⁽⁸⁸⁾YはXに返還すればよいとした。

「利益の移転」による事情変更をめぐっては大きな問題が二つある。その第一は, 被告が代理人である場合, 被告が「利益の移転」を理由に事情変更を主張するためには, 本人のために行為していたことが相手方に伝わっていたことが必要かどうかという問題である。一般には, 自分が代理人であることを相手方(つまり原告)に明らかにしなかった被告が「隠れた本人」(undisclosed principal)に受け取った物を引き渡しても事情の変更にはあたらないとされる。⁽⁸⁹⁾原状回復法リストメント⁽⁹⁰⁾もその趣旨の規定を143条に置いている。しかし, この準則については有力な批判も存在する。たとえば, パーマーはこの準則が「不当利得の原則に反する」ものだと非難しているし,⁽⁹¹⁾リストメントも143条の注釈でこの準則が「古い考え方の残滓」(a survival of older view)であると述べている。⁽⁹²⁾

第二の問題は, 被告は善意で利益を第三者に引き渡せばそれで免責されるのか, それともその第三者が無資力になっていて被告は自分が引き渡したものを取り戻しようがないということまで必要とされるのか, という問題である。ドップズによれば, 被告が単に引渡しをなしたことだけで事情変更の抗弁を認める裁判例の方が多いとされる。⁽⁹³⁾そして, ドップズは引渡しをなすことにつき被告に「実質的な過失」(substantial fault)⁽⁹⁴⁾がないときはこちらが望ましいものだとする。その理由としてドップズはつきの二点を挙げる。第一に, 事情変更の抗弁が認められない⁽⁹⁵⁾

とき、被告は自分が引き渡したものを見返させるべく第三者にかかっていくべきことになるが、過失のない被告にそのような回収のリスクと費用を負わせるのは不当であること。第二に、善意でなされた複数の取引（つまり、原告から被告への引渡しと被告から第三者への引渡し）をくつがえすのはコストが大きすぎること（つまり原告が第三者に対して訴えを起こせば訴訟が一つですむのに、二つの訴訟を生じさせるのは無駄であること），である。

なお、米国の判例は入金の「記帳」を金銭の「引渡し」と同視してお⁽⁹⁶⁾り、このことはとくに銀行取引において重要な意味がある。それを示すものとして、たとえばつぎのような事件が挙げられる。

[18] French Bank of Cal. v. First Nat. Bank of Louisville, 585 S. W.
2d 431 (Ky. 1979).

X銀行は顧客Aから振込の依頼を受け、受取人とされたBが口座を開設していたY銀行に3万ドルを電信で送金しようとした。ところが、X銀行の行員がミスをしてY銀行へ二重に送金がなされ、Y銀行は計6万ドルをBの口座に記帳した。10日後にX銀行はミスに気づき、Y銀行に対し、3万ドルを返すかまたは3万ドルの範囲でBの口座を凍結するよう求めた。その後、BはY銀行へ行って自らの口座から3万ドルをある別の者の口座へ送金した。この時点でBの口座には6千ドルしか残っておらず、のちにBは支払不能になった。X銀行は3万ドルの返還を求めてY銀行を訴えた。ケンタッキー州最高上訴裁判所は「いったんYが顧客〔B〕の口座に入金を記帳してしまったならばYは自らの状態を不可逆的に自己に利益に変更した」ものといえるとして、事情の変更を認めてXの請求を退けた。⁽⁹⁷⁾

(d) その他の損失の発生

ここでは、利得に関連して受益者側に生じた、その他の損失を見るところとする。

①契約費用

英米不当利得法における「事情変更の抗弁」

利得が契約を通じて得られたとき、その契約にかかった費用は事情変更の抗弁の根拠となるか。この問い合わせに肯定的な立場をとっていると思われる裁判例として次のものが挙げられる。

[19] Sawyer v. Mid-Continent Petroleum Corporation, 236 F. 2d 518 (10th Cir. 1956).

Yから石油採掘権の設定を受けていたX社は、ある理由によりYの要求に応じて償金 (compensatory royalty) 14,000ドル余を支払った。しかし、X Y間の採掘権設定契約には通例と異なる条項が存在しており、これによればこの償金をX社が支払う必要はなかった。まもなくこれに気づいたX社がYに対して金銭の返還を求めたのに対し、Yは事情変更を抗弁の一つとして挙げ、本件償金支払の合意に際してかかった弁護士費用およびその他の支出 [内容は不明] を返還額から控除するよう求めた。

米国連邦控訴裁判所は、Yが立証に成功した弁護士費用1,500ドルについてのみ返還額からの控除を認めた。

②利益を得るにあたり、反対給付として原告以外の第三者に引渡した物

被告が原状回復請求の目的物を取得した時に原告以外の第三者に対価を支払っていた場合、事情の変更と評価されるか。これにつき、かなり特殊な事案であるが、つきのような米国の裁判例がある。

[20] Anita Valley, Inc. v. Bingley, 279 N. W. 2d. 37 (Iowa 1979).

A（訴外）はX社（原告）の社長であった。AはY（被告）につぎのような話をした。私（A）は自己所有の牛をX社に売りたいのだがそれは（利益相反取引なので）X社に拒まれそうだ。そこで、貴方（Y）がその牛を売ったかのような形にしたい。ついては、X社振出しの51,100ドル余の小切手（それは牛の売買代金として振り出されていたものであった）を貴方（Y）に引き渡すので、代わりに50,900ドル余を私（A）に支払ってもらいたい。そうすれば、私（A）は自分の牛を（Yの牛として）X社に届けよう、と。この提案に乗ったYから小切手と引き換えに金を受け取ったA

はそれを自分の別のベンチャー・ビジネスの負債の弁済に充てた。AがX社に牛を届けることはなかった。まもなくしてAが破産したのち、X社はYに51,100ドル余の返還を求めた。原審は単に、被告を勝たせるのが衡平である、という理由で、X社の請求を退けた。これに対しX社が上訴した。

アイオワ州最高裁判所は、目的不到達 ('the purpose for which the funds were delivered was not fulfilled') を理由に（裁判所は、X社に牛が届けられることが小切手の交付の目的となっていたとする）、少なくともYが保有する（純利益である）約200ドルは無条件でX社に返還されるべきものとした。ついで、残り50,900ドル余については、YがAになした支払いが不合理なときは、その分もX社に返還されるべきものとした（AがX社に牛を届けるであろう、とYが信じたことが合理的であったか否かが問題となる、と裁判所はいう）。そしてこの点についてさらに審理を尽くさせ（98）るため原審を破棄して差し戻した。

この判決は、被告が第三者になした対価の支払いが「不合理」なときは抗弁事由とならない、とする。したがって逆にいえば、この判決の立場では、対価の支払いが「合理的」であるときは、抗弁が認められることになろう。

なお、これは厳密には対価の支払いとはいがたい事例であるが、英国の *Lipkin Gorman v. Karpnale Ltd.* 事件（前出〔2〕）貴族院判決においては、被告であるカジノが第三者に賭博の勝ち金を支払ったことが、抗弁として認められている。

③被告が消滅時効などにより第三者に対する権利を失ったこと

被告が原告から金銭の支払いを受けて、その支払いが有効であると信じて第三者に対して有する権利行使しなかった結果、原告から金銭の返還請求を受けた時には第三者に対する権利が時効などにより消滅していた、という場合がある。このような場合に事情変更の抗弁が認められた例として次のような事例がある。

英米不当利得法における「事情変更の抗弁」

[21] Fegan v. Great Northern Ry. Co., 81 N. W. 39 (N. D. 1899).

XはY鉄道会社が有するある駅の管理者 (agent) となった。Xの部下であり以前からその駅の会計係であったA（訴外）はY鉄道会社の金を横領しており、そのことが、Xが駅の管理者に着任した後、Y鉄道会社に発見された。Xは自分が管理者に在任している間にAが横領行為をなしたものと考え、責任をとって欠損額をY鉄道会社に支払った。しかしながらになって、Aの横領行為がなされた時期が、Xの前任者であるB（訴外）が駅の管理者であった時分だったことが判明した。XはY鉄道会社に対して金銭の返還を求めた。本来であればY鉄道会社は身元保証（Bの職務懈怠に起因する損失に備えたもの）に基づいて保証会社から損失の填補を受ける権利があったが、Xが支払いをなしてから訴えを提起するまでの間にその請求期限が超過していたためそれが失効していた。

ノース・ダコタ州最高裁判所は、Xの訴えを退けた。裁判所がとくに重視した点は、Xが職務上当然調べるべき資料をきちんと調べずに事実誤認したなどとくにX側に重大な怠慢があったこと、および、Y鉄道会社がBの身元保証に基づいて損失の填補を受ける権利が失われたこと、であった。

[22] German Security Bank v. Columbia Finance & Trust Co., 85 S. W. 761 (Ky. 1905).

約束手形がAにより振り出されてBに交付された。Bはこの約束手形を裏書によりCへ譲渡し、さらにCはY銀行に裏書譲渡した。この手形は振出しから数か月後に満期となつたが、不渡りになつた。そのころAは自らが支払不能に陥つたと考え、債務の整理のために自分の財産の全部（または大部分）をX信託会社に譲渡—「債権者のための財産譲渡」(assignment for the benefit of creditors) —していた（X信託会社は破産管財人に類する地位に就くことになる）。その後、X信託会社はAの財産には支払能力があると考えて（ただしそれを確認するための法的手続きをはとつていなかつた）、Y銀行に対して手形記載の金額を支払つた。ところが、実際にはAの財産は支払不能の状態であり、本来ならばY銀行はもっと低い配当額しか受けられないはずであった。支払いから5年以上経つた後にX信託会社はY銀行に対して錯誤による支払いを理由に過払い分の返還を求めた。

ケンタッキー州最高上訴裁判所は、X信託会社の錯誤はX信託会社自ら

の過失により生じたものでありY銀行には過失がないこと、および、Y銀行がBおよびCに対して有していた遡求権が出訴期限の途過により失われてしまったこと、を挙げて、X信託会社の請求を退けた。

(2) 日本法

(a) 利益の費消

わが国においても、「利益の費消」にあたる事例については一般に責任の減免は認められない。たとえば、母たる親権者が親族会の同意を得ず⁽⁹⁹⁾に未成年者（被告）を代理して借錢し、未成年者の既存債務や生活費にあてた場合は、現存利益の減少はないものとされた（民法121条但書に関する事案）。また、郵便貯金の払戻金が誤払いされたときに、その金を被告本人ではなく、被告の親権者が費消した事案においても、被告は費消された金員に相当する利益を親権者から「回復」しうること（不当利得返還請求権の行使をさすと思われる）を理由に現存利益の減少はないものとされた。⁽¹⁰⁰⁾

しかし、金銭の誤払いを受けた被告がそれを生活費に使った場合に、現存利益がないものとして、責任の免除を認めた例外的な事例もある。

【1】 大判昭和8年2月23日新聞3531号8頁

Y先代Aは陸軍軍人遺族扶助料としてX（国）から金628円の誤払いを受けていた。XはYに対しその返還を求めた。原審は「Aハ右誤払金ヲ全部費消シ尽シ現存利益毫モナキコトヲ認ムルニ十分」としてXの請求を退けた。これに対しXが上告。

大審院は上告を棄却した。大審院は原審が確定した事実として、Aが無資産であったこと、Aが誤払金をすべて一家の生活のために費消しつくしたこと、扶助料をAが生活費に充てたことによって喪失を免れて残存する財産がないこと、を挙げた（なお、Aは比較的少額の畠および雑地を有していたが、これは「扶助料ヲ受ケタルト否トニ関係ナク換言スレハ扶助料ヲ受ケタルカ為ニ其ノ喪失ヲ免レタル事実関係ナ〔シ〕」とした）。そして大審院は「前示確定ニ係ル事実関係ニ於ケル如ク其ノ得タル金銭ハ現ニ

英米不当利得法における「事情変更の抗弁」

存在セサルノミナラス之ヲ得タルニ因リテ喪失ヲ免レテ残存スル財産モナク其ノ他之ヲ得サリシトセハ他ノ財産ヲ費消スヘカリシ事情ノ毫モ存セサルコト明ナル場合ニ於テハ前記法条 [民法703条] ⁽¹⁰¹⁾ノ目スル現存利益ナキモノト云フヘキハ当然ナリ」とした。

このほか、浪費が現存利益の減少事由になるかどうかが問題となる。
民法121条但書に関する事案に、準禁治産者が借金してそれを賭博につき込んだ後、金銭消費貸借契約を取り消した場合に、現存利益の不存在を認めめた判例が存在する。⁽¹⁰²⁾しかし、この判決を一般化して民法703条にまで及ぼすことができるかどうかは問題である。⁽¹⁰³⁾⁽¹⁰⁴⁾

(b) 利益の滅失

裁判例をみたかぎりでは「利益の滅失」に該当する事例は乏しいが、学説にはこの種の事例に現存利益の減少を認めるものが多い。学説において現存利益が減少する例とされているものとして、たとえば、受領した物が滅失・毀損し、または受領した金銭を盗まれた場合、などが挙げられる。⁽¹⁰⁵⁾

わたくしがこれまでに見つけられた裁判例として、受領した金銭を銀行に預けたところ、銀行が破産して預金が回収不能になったという事例において、現存利益がその分減少することを認めたものがある。これは英米の事例でいえば、[10] 事件および [27] 事件（後述）に比せられるものである。⁽¹⁰⁶⁾

(c) 利益の移転

「利益の移転」が問題となった事例はわが国の裁判例にもいくつか見られる。ここでは、近年の最高裁判決を中心に取り上げたい。

まず、最高裁が傍論で「利益の移転」の問題に触れたものとして、つぎの平成3年の判決が挙げられる。

【2】 最判平成3年11月19日民集45巻8号1209頁

Y（被告）は自らが被裏書人として所持していた額面1,700万円の約束手形に取立委任裏書をしてX銀行（原告）に交付し、その取立てを委任した。本件約束手形は不渡りとなったが、X銀行は確認手続きにおけるミスにより手形が決済されたものと誤解し、Yに1,700万円を払い戻した。のちにミスに気づいたX銀行は払戻しの約3時間後にYに対し払戻金の返還を請求したが、Yはそれに応じようとしなかった。Xの起こした不当利得返還請求の訴えに対しYは次のような事実を主張して自分には現存利益がないと抗弁した。すなわち、YはA（訴外）から本件手形の取立てを依頼されてその裏書を受けたものであって本件払戻金は受領後直ちにAに交付した、と。なお本件払戻しの約8か月後にAの経営する会社が事実上倒産しその頃よりAは行方不明となった。

最高裁は、1,700万円全体についてYの責任を認めた。その判決理由として最高裁は、「金銭の交付によって生じた不当利得につきその利益が存しないことについては、不当利得返還請求権の消滅を主張する者において主張・立証すべきところ、本件においては、Yが利得した本件払戻金をAに交付したとの事実は認めることができ」ないため、Yの返還義務を軽減する理由はない、とした。この事件における最高裁の判決理由は以上であるが、本稿にとってより重要な意味を持つのは、それにつづけられた以下の傍論である。「なお……Yが本件払戻金を直ちにAに交付し、当該金銭を喪失したとのYの主張事実が真実である場合においても、このことによってYが利得した利益の全部または一部を失ったということはできない……利得者が利得に法律上の原因がないことを認識した後の利益の消滅は、返還義務の範囲を減少させる理由とはならないと解すべきところ、本件においては、Yは本件払戻しの約三時間後にXから払戻金の返還請求を受け右払戻しに法律上の原因がないことを認識したのであるから、この時点での利益の存否を検討すべきこととなる。ところで、Yの主張によれば、Aに対する本件払戻金の交付は本件約束手形の取立てを原因とするものであったというのであるから、本件約束手形の不渡りという事実によって、YはAに対して交付金相当額の不当利得返還請求債権を取得し、Yは右債権の価値に相当する利益を有していることになる。そして債権の価値は債務者の資力

英米不当利得法における「事情変更の抗弁」

等に左右されるものであるが、特段の事情のない限り、その額面金額に相当する価値を有するものと推定すべきところ、本件においては、Aに対する本件払戻金の交付の時に右特段の事情があったとの事実、さらに、Yが本件払戻しに法律上の原因がないことを認識するまでの約三時間の間にAが受領した金銭を喪失し、又は右金銭返還債務を履行するに足る資力を失った等の事実の主張はない。したがって、Yは本件利得に法律上の原因がないことを知った時におお本件払戻金と同額の利益を有していたというべきである」。

この判決の傍論は、わたくしが英米判例の検討のところで挙げた「利益の移転」の重要な問題につき、最高裁が英米（とくに米国）の判例の多数とは異なる処理を行うことを示している。すなわち、利益を移転したという事実だけで責任減免が認められるか、という問題につき、英米の判例の多数はそれに肯定的であるのに対し、最高裁はそれに否定的な姿勢をとっている。というのは、上の最高裁判決傍論は、受益者が、その受領金銭の交付（移転）により、交付先に対して「交付金相当額の不当利得返還請求債権を取得」するとして、その債権の価値が失われた（たとえば交付先が無資力になるなど）という証明がない限り、責任減免を認めないと立場に立っているからである。⁽¹⁰⁷⁾ この最高裁の理論構成により、受益者が利益たる金銭を義務（いわゆる信認義務）に基づいて第三者に交付した場合と、受益者が利益たる金銭を任意に第三者に貸し付けて第三者に対する債権を取得した場合とは、取り扱いに違いがなくなる。つまり、いずれも先に述べた「利益の滅失」の事例類型に該当する状態になってはじめて、責任減免の問題を生じるわけである。

以上の最高裁の立場は、ダイヤルQ 2の情報料に関するつぎの事件においても踏襲されており、判例として確立されたといえる。

【3】 最判平成13年3月27日判時1760号82頁

加入電話契約者Xの子Aは、Xに無断で、ダイヤルQ 2情報サービスを利用した。Y（NTT）は、情報料として41万円をXから徴収し、そこか

ら所定の手数料を控除した残額をダイヤルQ 2 の情報提供者Bに交付した(YとBは、情報料について回収代行契約を結んでいた)。Xは情報料の支払義務が自らになかったと主張して、Yに対し、既払情報料の返還を請求した。

最高裁は、Xの主張を認め、情報料の返還をYに命じた。最高裁は、つぎのように述べてYの利得消滅の抗弁を退けた。「Yは、情報提供者[B]がXに対して本件情報料債権を有していることを前提として支払った本件情報料相当額については、情報提供者[B]に対して不当利得としてその返還を請求する権利を有しているものということができ、特段の事情のない限り、同返還請求権の価値に相当する利益をなお保有していることになるから、Yが本件情報料相当額の金員を情報提供者[B]に引き渡したとしても、これによって直ちにYがXからの非債弁済によって得た利得を喪失するものとはいえない」。

(d) その他の損失の発生

「その他の損失」にあてはまるものとしては、ひじょうに雑多なものがあり、たとえば、各種の費用の支出、目的物からこうむった損害、目的物を取得するに際して支払った対価、利益の取得を信じてなした権利放棄、などが挙げられる。ここでは、そのうち裁判例のあるものにかぎって見ていきたい。

①契約費用など

受益者が利益の取得に関連して支出した費用（たとえば、運賃・税・手数料など）が、現存利益の減少をもたらすかにつき、学説には利得の⁽¹⁰⁸⁾取得との因果関係を条件にそれを認めるものがある。

現実の裁判例において認められたものとしては、無効な契約の締結費用、⁽¹⁰⁹⁾利益にかかった所得税の支払、⁽¹¹⁰⁾などが挙げられる。

②利益を得るにあたり、反対給付として原告以外の第三者に引渡した

英米不当利得法における「事情変更の抗弁」

物

利得者が第三者に対して対価を支払っていたときその分を控除して不当利得返還義務の範囲を決定すべきか、という問題につき、大審院の判例は控除されないとする。それがつぎの事件（盗品パルプ事件）である。

【4】 大判昭和12年7月3日民集16巻1089頁

製紙業を営むX社の職工AらはX社から製紙原料パルプを窃取してYに約2,350円で売却した。Yはこのパルプを転売し代金として約2,790円を取得した。このパルプは転売先で製紙原料として費消された。附帯私訴によりAから1,100円の賠償を得たX社はYに対して不当利得を理由に転売代金から前記賠償額を控除した約1,690円を支払うよう求めた。原審はYがこのパルプがAの所有に属すると信じたことに過失があると認定した上で、Xの請求額を支払うようYに命じた。これに対しYが上告。

大審院は上告を棄却した。Yが挙げた上告理由の一つに、Yの利得ないし現存利益は本件パルプの買受代金と売却（転売）代金の差額にすぎないという主張があったが、大審院は次のように述べてこの主張を退けた。「[本件盗品パルプの] 売買及転売ノ行為ハ各独立シテ存シ其ノ間所論ノ如ク一連不可分ノ関係アルモノニ非ス。従テ……Yノ転売ニ依リテ得タル利益ハX社ノ所有物件ヲ喪失セシメタルニ基因スルモノナレハYトA等間ノ売買ニ関係ナク別個ニ不当利得ヲ構成スト謂フヘクYノX社ニ対スル利得返還義務ハ右代金相当額全部ニシテ所論ノ如ク右売買代金ト転売代金トノ差額ニ非ス」。

もっとも、戦後の下級審裁判例には、同じように原告の従業員が原告の物を着服して被告に売却した事案において、被告が善意無過失であったことなどを挙げて被告が第三者（原告の従業員）へ支払った対価分の控除を認めたものがある。この裁判例の考え方は、結論的には英米法の

[20] 事件に近いように思われる。

③被告が消滅時効などにより第三者に対する権利を失ったこと

英米法のところで検討した [21]・[22] 事件は、原告が誤払いをし、

それを信じた被告が、第三者に対して有していた権利を消滅時効などで喪失した、という事案であった。わが民法では、これにつき707条に規定がある。民法707条1項は、債務者でない者が錯誤により他人の債務を弁済した場合につき、債権者が善意で証書毀滅、担保放棄、あるいは時効による債権喪失、という損失をこうむったときに、弁済者は債権者に対して不当利得返還請求権を行使できないものとしている。

3. 当事者の過責をめぐる問題

わが民法の703条は、それにつづく民法704条に悪意の受益者についての加重責任を定める規定があることから、善意の受益者について責任減免を認める規定となっている。しかし、学説には、善意・悪意だけではなく、当事者の過失をも考慮すべきである、という見解があり、有力説⁽¹¹²⁾を形成している。もっとも、その考慮の方法については意見の一一致を見ておらず、議論は錯綜した状況にある。これらの学説のうち、主要なもの一つとして、谷口知平博士の唱えたいわゆる過責の考量論が挙げられる。この説は要約すると、「現存利益の認定に際して〔受益者がこうむった〕損失や財産減少を控除或は斟酌すべきや否やにつき……不当利得関係の当事者……双方の態度を具体的に精査しその過責を考量斟酌して場合に従い何れかを決すべき」ものとする説である。本稿の冒頭すでに述べたように、この谷口博士の過責の考量論の着想に大きな影響を与えたのが、米国の原状回復法リストメントの規定、それもとくに「事情変更の抗弁」に関する規定であり⁽¹¹³⁾、英米の裁判所において当事者の過責が今日どのように取り扱われているのかをみるのは、わが国における過責の考量論の妥当性を判断する上で、意義が有ると思われる。

以下では、当事者の過責が事情変更の抗弁の適用にどのような影響を与えるのかについてみていくたいと思う。まず悪意の受益者および不法行為者について論じた後、当事者の「過責の考量」をめぐる問題を検討したい。

英米不当利得法における「事情変更の抗弁」

(1) 悪意の受益者

一般に、悪意 (bad faith) の受益者にはこの抗弁は認められない。たとえば、*Lipkin Gorman v. Karpnale Ltd.* 事件 ([2]) においてゴフ卿は「悪意で自らの状態を変更した者にその抗弁〔事情変更の抗弁〕が許されないのはもちろん明らかである。たとえば原状回復を求める権利が原告に付与される根拠となる事実を被告が知りながら被告が金銭を費消した場合である」と述べる。⁽¹¹⁵⁾ また、原状回復法リストメント142条3項は、「以下の場合には事情の変更は抗弁とならない……(b)原状回復を求める権利が他人に付与される根拠となる事実を受益者が知り、かつ、受益者が原状回復をなしうる状態になった後に、[事情の] 変更が生じたとき」と定める。悪意の受益者に事情変更の抗弁が許されなかつた実際の事件として、たとえばつぎのものがある。

[23] *Western Cas. & Sur. Co. v. Kohm*, 638 S. W. 2d 798 (Mo. App. 1982).

Yが自動車事故を起こして車を損傷した際、X保険会社はYに損害保険金として2,400ドルを支払った。しかし実はYの起こした事故は当該保険契約では保障の対象外とされていた種類のものであった。Yはそれを知りながら保険金を受け取っていた。X保険会社は約二ヶ月後に誤払いに気づき、Yに対して金銭の返還を請求した。Yは受け取った保険金で新たな車を買ったことを挙げて事情変更の抗弁を主張した。ミズーリ州控訴裁判所は、受領した金銭で車を買ってもそれは通常事情の変更とはならないし、また、悪意の被告は事情変更の抗弁を主張しえない、としてYの抗弁を退けた。

受益者が事実を知っていたときは事情変更の抗弁が認められない、という準則には例外がまったくないわけではない。たとえば、先ほど挙げたリストメント142条3項が掲げる要件によれば、受益者が事実を知ったとしても、「受益者が原状回復をなしうる状態にな」る前に事情変更が生じたときは、受益者はこの抗弁の恩恵から排除されることになる。⁽¹¹⁶⁾ また、ニュージーランド高等法院は、被告側が自分には当該金銭を

受領する権利がないと主張していたにもかかわらず、自分の誤りをさとらなかった原告（銀行）が強いて被告に金銭を受領させた後、被告のところで利益が滅失したという事案（後述〔27〕事件）において、事情変更の抗弁を認めた。⁽¹¹⁷⁾

(2) 不法行為者

原状回復法リストメントは、受益者が悪意であるときに加えて、受益者の行為（目的物の取得、保持、または取扱い）が「不法行為的」（*tortious*）であるときも、事情変更の抗弁の主張が排斥されるものとしている。この例の一つとして原状回復法リストメント142条の注釈（comment）は次のものを挙げる。「他人の財産または物を善意で横領した（convert）者は、のちに物が自らの過失によらずに破損したからといって、抗弁〔事情変更の抗弁〕を付与されるわけではない」。⁽¹¹⁸⁾

英国では、*Lipkin Gorman v. Karpnale Ltd.* 事件（〔2〕）においてゴフ卿が、違法行為をなした者にはこの抗弁の主張が許されない可能性があることをほのめかしている。これに対し、バーカスは、「米国の原状回復法リストメントは、不法行為をなした者（*tortfeasor*）はこの抗弁を主張しない」という厳格な見解をとっている。しかし、英國の裁判所がそのような絶対的な準則を将来とるかどうかは疑われうる」としている。⁽¹¹⁹⁾⁽¹²⁰⁾⁽¹²¹⁾

(3) 「過失の考量」の問題

きわめて大きな問題となるのが、当事者の過失（fault）一般を考慮すべきか否か、また考慮するとしてどのような形で考慮するか、という問題である。ここではまず原状回復法リストメントの規定から検討をはじめていきたい。

(a) 原状回復法リストメント

英米不当利得法における「事情変更の抗弁」

過責の問題については、米国の原状回復法リストメントに有名な条項がある。同リストメント142条2項は「受益者の行為が不法行為的でなく、かつ、目的物の受領、保持、または取扱いについて受益者に請求者よりも大きな過責がないとき、事情の変更が抗弁、または部分的な抗弁となりうる」と定め、当事者双方の過責を比較考量することを提案している。リストメントの起草者がどのような判例を参考にしてこの条項を起草したのかは必ずしもはっきりとしないが、参考にされた可能性がある判例として次のようなものがある。

[24] ⁽¹²⁴⁾ Atlantic Coast Line R. R. v. Schirmer, 69 S. E. 439 (S. C. 1910).

YはAに貨物（約30ドル相当の米）を送り届けるため、X鉄道会社にその貨物を引き渡した。しかし、その後YはAから貨物が届いていないという連絡を受けた。そこでYはX鉄道会社にその旨を通知し、貨物の所在を追跡するよう求めたのち、X鉄道会社に対して貨物の価格相当額の賠償を求めた。約半年後、X鉄道会社はYの請求額を支払った。ところが、それからさらに約1年経った後になってX鉄道会社は貨物が実際には運送委託の約半月後にAに届けられていたとYに知らせ、自分がYに支払った金銭の返還を求めた。

サウス・カロライナ州最高裁判所は、貨物の所在を追跡してそれが正しく送り届けられたかどうかを報告する義務をX鉄道会社がYに負っていたものとした。その上で、X鉄道会社がYに金を支払ってからその返還を求めるまでの間にAが廃業して移転しその所在が分からなくなつた〔それゆえYがAにかかっていくことが著しく困難になった〕という事実を挙げ、「事実の錯誤のもとで金銭を支払った者に過失があるからといって常に返還請求が排斥されるわけではないけれども、金銭を受領した当事者の立場(situation)がそれ〔過失による金銭の支払い〕により著しく変化して、もとの状態に復帰できないときときは、金銭の返還請求は認められない」として、X鉄道会社の請求を棄却した。

[25] Jefferson County Bank v. Hansen Lumber Co., 55 S. W. 2d 54 (Ky. 1932)

Xは材木の製造・卸売業を営むAに対して材木を注文した。売主Aは買

主Xに次のように伝えた。すなわち、注文された材木は現在輸送中であって、その材木の運送証券がY銀行に送られており、XがY銀行に〔荷為替手形の〕支払いをなした時に運送証券がXに引き渡されるであろう、と。XはAの言葉を信じて材木が発送されたと考えて、肝心の運送証券がY銀行の手元になかったにもかかわらずY銀行に支払いをなした。Y銀行はそれをただちにAの口座に記入した。実際にはAは材木を発送しておらず、結局最後まで材木も運送証券も送られないままであった（のちにAは破産した）。Xは支払いから約9か月たった後に、自分が錯誤により金銭を支払ったこと、および、支払いに対する反対給付がなされていないこと、を理由として、金銭の返還をY銀行に求めた。

ケンタッキー州最高上訴裁判所は、Xが重大な過失により軽率かつ拙速な支払いをなしたこと、Xが材木等がAから届いていないことを約9か月もの間Y銀行に伝えていないこと、および、その間にAが支払不能になつていて〔かりにY銀行が金銭をXに返還させられたとき〕もはやYはAに償還を求める機会がないこと、を挙げて、本件においてXは金銭の返還を求めることが許されないものとした。

(b) リステイメントに対する批判

しかし、当事者の諸々の過責を比較考量する、というこの提案に対しては強い批判も見られる。たとえば、米国のドースンは、1981年に発表した論文において、「[過責の考量は] 手に余る複雑さをもたらす」などとして過責の考量論を非難し、過責の考量という問題は「幸いなことに〔米国〕裁判所の判決において無視されてきた」と指摘している。⁽¹²⁵⁾ 過責の考量論に反対する者としてはこのほかイギリスのゴフおよびジョーンズやバーカスが挙げられる。リステイメントの提案に対する批判としておおむね共通するのが、当事者双方の過責を考慮するというのは煩雑でありしかも法を不安定なものにする、という主張である。過責の考量論に反対する論者は、過責は一切問題にしない（受益者が善意か悪意かだけを問題にする）⁽¹²⁶⁾ という説、あるいは、当事者のさまざまな過責のうち受益者の過責、それも目的物受領についての過責、に限って問題と

英米不当利得法における「事情変更の抗弁」

するという説（受益者が合理的な注意をすれば利得を受領する権利が自分にないことに気づくはずであったときは抗弁の主張を認めない）⁽¹²⁹⁾を唱えている。

「過責の考量」をめぐる対立は「事情変更の抗弁」の理論的基礎をどこに求めるかという問題にもかかわる。事情変更の抗弁が認められる根拠については、大きく分けて、主観的な「衡平」ないし「正義」をベースとして論じる立場と、客観的な「利得」ないし「現存利益」をベースとして論じる立場とがある。前者は原状回復法リストメントがとっている立場であり、後者はドースン、バーカスなどの学者がとっている立場である。「過責の考量」という発想は「衡平」という理念にはなじみやすいが、「現存利益」という観点からは説明しがたい。「過責の考量」は、一方では受益者による抗弁主張を排斥する働きを有するが、他方では衡平の理念と結びつくことで抗弁の認められる幅を広げる働きをすることがある。たとえば、受益者が金銭を通常の生活費として費消した場合、「衡平」をベースとする立場では、原告側により大きな過責があることや、被告が貧困状態にあることが認定されたとき、それを根拠として事情変更の抗弁が認められる可能性がある。これに対し、「利得」をベースとする立場は、利得（「出費の節約」も含む）が現存するか否かという単一の基準で判断すべきだとするため、そのような事件では事情変更の抗弁は認められがたい。「衡平」をベースとする立場と「利得」をベースとする立場の違いは、端的にいえば、融通性に富んだルールを目指すか、それとも明確かつシンプルなルールを目指すか、にあると思われる。

(c) 英米の裁判所における過責の考量論の受容状況

さて、英米の裁判所は実際のところ過責の考量論およびその背景にある事情変更の抗弁の理論的基礎についてどのような立場をとっているのだろうか。

これまで私が見たかぎり、リストメント142条2項を引き合いに出

して事情変更の抗弁を退けた裁判例は、ドースンのいうとおり見あたらぬ。また、先にIV 2(1)で検討した裁判例からうかがえるように、裁判所が「事情変更の抗弁」を認めるか否かを判断するに際し、わが国でいう現存利益の存否がひじょうに重要な判断要素となっていることは、ほぼ間違いないことだと思われる。さらに、最近の英國枢密院上訴委員会の判決には、傍論で「過責の考量」に対し否定的な見解を明確に述べるものもあらわれている。⁽¹³⁰⁾ したがって、過責の考量論が英米の裁判所において一般的に採用されているとはいがたい。

それでは、「過責の考量」は、裁判所においてまったく排斥されているといってよいのであろうか。現時点では、私はそのように断定するのは時期尚早と考える。たしかに、当事者の過責の大小が事情変更の抗弁の成否を決する《絶対的な》要素であるとみる考え方、つまり受益者の方が請求者より過責が大きいときは事情変更の抗弁は一切許されないという考え方⁽¹³¹⁾は、英米の裁判所で受け入れられていない。しかし、当事者（とくに原告）の過責に言及する裁判例や、現存利益だけでは説明がつかない裁判例（おそらくこのような事例では暗黙裡に当事者双方の過責が考量されているものと思われる）は現実にいくつも存在するし、また、裁判所が事情変更の抗弁を説明するにあたって「衡平」「正義」という理念に依拠するのは、各国のリーディング・ケースを含めたきわめて多くの事件において見られることである。それゆえ、英米の裁判所が現在取っている立場は、大局的に見れば、「衡平」をベースとするものであり、かつ、「調整要素の一つ」(a make-weight factor)⁽¹³²⁾という限りで、当事者双方の過責を（少なくとも暗黙裡に）考量する余地を残しているものと思われる。

(d) ニュージーランドの裁判所における過失相殺的な処理

「過責の考量」を論じるにあたり、最後にニュージーランドにおける注目された裁判例を紹介しておきたい。IV 1で述べたようにニュー

英米不当利得法における「事情変更の抗弁」

ランドでは、1958年に制定法により事情変更の抗弁が設けられた。その約10年後、事情変更の抗弁を適用するにあたり、裁判所は、当事者双方の過責の大きさを考慮して過失相殺的な処理を行った。それがつぎの事件である。

[26] Thomas v. Houston Corbett & Co. [1969] N. Z. L. R. 151.

有利な投資先があると偽って、ソリシタ事務所の職員Aは知り合いの青年医師Yから400ポンドを受け取った。その後AはYに、約束の金をYの銀行口座に入金した、と述べて、それを信じたYからさらに840ポンドを受け取った。それと同じ日にAは自らの詐欺を取り繕うため、自分の勤務先であるX（ソリシタ事務所）を欺罔して約1,380ポンドをYの銀行口座に入金させた（この入金が前記の840ポンドの詐取より時間的に前であるか後であるかは不明）。Yはこの入金がAのXに対する欺罔行為によるものであるとは気づかなかった。後に事実がXに露見し、XはYに対して錯誤による支払いを理由に約1,380ポンドの返還を求めた。

ニュージーランド控訴院は、Xの支払いは錯誤によるものであるとしてXには金銭の返還を求める権利が一応（*prima facie*）あるものとした。その上で裁判所は、事情変更の抗弁（Judicature Act 1908 §94Bによる）について検討し、Yが入金を信頼してAに840ポンドを交付したことは事情の変更に当たるとした上で、事情の変更が生じたことにつきXには3分の2の過責が、Yには3分の1の過責があるとして、Yの責任は560ポンド（840ポンドの3分の2）の限度で減免されるものとした。そして裁判所は、YはXに約820（=1,380-560）ポンドを返還すべきものとした。

この判決は、過責の考量論に対して批判的な立場をとる英国の有力学者から強い批判を受けた。しかし、この学説の批判にもかかわらず、ニュージーランドの裁判所は、近年再びこの判決を踏襲して、過失相殺的な処理を行った。

[27] National Bank of New Zealand Ltd. v. Waitaki International Processing (N. I.) Ltd. [1997] 1 N. Z. L. R. 724.

X銀行は会計処理が杜撰であったため、自らの手元に顧客Y社に帰属す

べき50万米ドルがあるものと誤って考え、それをY社に通知した。Y社はそれは自分に帰属すべき金ではないといって異議を述べたが、数ヶ月の間に何度かX銀行と議論したのち折れて、銀行がいざれば誤りに気づくだろうと考えてその50万ドルをいったん受け取って保管することにした。Y社は50万ドルを金融会社(finance company)であるA社に預託した(その当時いくつかの一流企業(companies of outstanding)も金銭の預託先としてA社を用いていた)。この預託につき当初は政府債が担保とされていたが、後にY社の承諾により担保が変更され(理由は不明) A社の関連会社の営業財産が担保とされた。2年以上たって誤払いに気づいたX銀行が金銭の返還を求めてY社を訴えたが、その間にA社は倒産し、担保も無価値となっていた。

ニュージーランド高等法院は、本件では事情の変更が認められるとした上で、当事者双方の過責を考量してY社は50万ドルのうち10パーセント、すなわち5万ドルを返還すべきものとした(なお、Y社側の過責とされたのは担保を弱いものに換えたことであった)。⁽¹³³⁾

以上の過失相殺的処理の事案はいずれも、原告の被用者が、職務に関連して、過責ある行為(不法行為あるいは契約上の義務の懈怠)を行ったものである。したがって、いわば、原告の不当利得返還請求債権と、原告の使用者責任とが相殺されたようなものといえる。

2001年に枢密院司法委員会は、このような過失相殺的処理がなされると「事情変更の抗弁」が不安定なものになるとして、コモン・ロー上このような処理は認められないとする判決を出した(ただし傍論)。したがって、今後このような過失相殺的処理が他の英米法系諸国に広がる可能性は低いものと思われる。⁽¹³⁴⁾

4. 双務契約の巻き戻しに関する問題

本稿においてこれまで行ってきた検討では、誤払いなどいわゆる「一方的給付」により不当利得が生じた事例が中心であった。すでにみたように、その場合受益者側の利得が喪失したとき、日本法においても英米

英米不当利得法における「事情変更の抗弁」

法においても、受益者の不当利得責任が減免されることがあった。では、「双方的給付」により不当利得が生じる場合、すなわち双務契約（履行済み）の無効・取消を原因として不当利得関係が発生する場合、においても同じような処理がなされるのであろうか。

わが国ではこの問題につき、学説の多くが、理論構成の差異はあるにせよ、双方的給付のうち一方につき利得の喪失が生じたとしても、それによって当然に不当利得責任が一方だけ減免されるという結論にはならない⁽¹³⁵⁾、という趣旨の主張をしてきた。わが国の判例にはこの問題につき直接の先例となるべきものはないと思われる。

さて、英米法においてはどうだろうか。ここでは本稿で先に挙げた事案類型のうち、「利益の費消」および「利益の滅失」と、「利益の移転」とを分けて論じたい。

まず「利益の費消」および「利益の滅失」について論じる。英米法は伝統的に、双務契約の巻き戻し、とくに取消(rescission)において、契約の両当事者はお互いに相手方を契約締結以前の状態に復帰(restitutio in integrum)させなければならない、としてきた。この準則は厳格であり、たとえばある物の買主が売主の不実表示を理由に契約を取り消したいと思っても、売主から受け取っていた物(商品)を費消したり滅失・毀損するなどして受領当時の状態で返還できないときは、原則として取消⁽¹³⁶⁾ができないものとされてきた。つまり、不当利得を云々する以前に、入口の「取消」のところで締め出されてしまうわけである(この場合「損害賠償」で責任を追及するほかない)。ここでかりに一部の裁判官が示唆するように買主が物の価値喪失分について金銭による返還をすることで取消権の行使が可能となるのであれば、取消権の制限はかなり緩和される。しかし、それでも物の滅失・毀損などの危険を負担するのが買主であることには変わりがない。それゆえ、この準則は利得受領者に利得喪失の危険を全面的に負担させる点で事情変更の抗弁と相反する関係にあるといえる。この準則にも例外がいくつかあり、たとえば、売主が述べ

た性能ないし性状を物が備えていなかったために物に劣化が生じたとか、開示義務を負う売主が事実を開示せずに売った株式の価格がのちに大幅に下落したなどの場合は、⁽¹⁴¹⁾ 價値が下落した現物の返還により取消権の行使が許される。しかし、不実表示（善意不実表示だけでなく詐欺を含む）を信じて物を買った者が自分の過責により物を毀損・劣化させた場合には、⁽¹⁴²⁾（少なくとも現物返還だけでは）取消が認められないとされる。

次に「利益の移転」の事例に移りたい。先に挙げた「利益の費消」「利益の滅失」については、利得喪失につき受益者が危険を負担させられていたが、「利益の移転」の場合は異なる扱いがなされるようである。たとえば、[16] 事件では、不実表示により売買契約が取り消されて買主が売主に代金の返還を請求したという事案において、利益の移転（売主が代金を信託上の義務に基づき第三者に引き渡したこと）が免責事由となりうることが認められている。また、原状回復法リストメント143条（注（90）参照）は、受益の原因となる契約が取り消されたとき、受益前に顕名し、かつ受けた利益を善意で移転した、代理人は保護される、という趣旨を含むものといえよう。

V む す び

1. 本稿のまとめ

本稿における検討をここで簡潔にまとめておきたい。

まず、かつての英米法（とくにイギリス法）は、日本法と異なり、現存利益の減少というものを顧慮しないかわりに、不当利得責任を完全に否定する事由（無能力・お節介な行為・禁反言など）をいくぶん多く認めるという形で請求者と受益者の利害の調整をはかってきた。しかし、20世紀の英米法圏における、新たな不当利得理論への転換の動きは、「事情変更の抗弁」の広がりをもたらす一方、旧来の責任減免事由の必要性を低下させ、その結果、不当利得の効果論につき英米法と日本法は多少接近したといえる。

英米不当利得法における「事情変更の抗弁」

日本民法703条の「利得消滅の抗弁」と、英米法の「事情変更の抗弁」とを比較すると、本稿での4つの事例類型、すなわち「利益の費消」「利益の滅失」「利益の移転」「その他の損失の発生」、のそれぞれにつき比較的細かな点では異なる点もあったが、全体的に見るとむしろ共通点の方が多かった。責任減免の基礎が「利得消滅の抗弁」では客観的な現存利益であるのに対し、「事情変更の抗弁」は主観的な衡平であるという違いがあるにもかかわらず、このような相似性が生じる理由は、責任減免の判断にあたって、日本の裁判所も主観的な「衡平」の要素をいくらか取り入れている一方（それがもっとも顕著であるのが恩給の過払いに関する【1】事件である）、英米の裁判所も「現存利益」的な考慮を取り入れている（たとえば「利益の費消」の事件を参照）からであろう。

2. わが民法の解釈への示唆

本稿の検討をふまえて、わが民法の解釈への示唆となると思われるところを若干述べたい。

まず、「利得消滅の抗弁」が、不当利得の発生原因の如何により適用の制限を受けるかどうかという問題について触れたい。英米において「事情変更の抗弁」が認められた事案のはほとんどは、原告が金銭を被告に金銭を誤払い（あるいは過払い）した事案である（建前としては、誤払いの事案に限られるわけではないにもかかららず）。そして、利得者が違法行為によって受益した場合や、双務契約の巻き戻しの局面では「事情変更の抗弁」を排斥する法理が働いていた。これは、わが国において藤原正則教授が、「非債弁済の不当利得に関しては、弁済者の錯誤に基づく弁済の受領者の信頼を保護するのが現存利得の役割であり、したがって他の不当利得の場合よりも利得消滅の抗弁は広く認められることになる」として、一方的給付によって不当利得が生じた場合を「利得消滅の抗弁」の中心的な適用事例として位置づけている（これに対し、双方的給付や侵害利得の事例では、それぞれ制約の程度の違いはあるが、この抗弁が⁽¹⁴³⁾

制約されるとする)ことと、結果において類似している。英米法諸国とわが国とでは、不当利得法の沿革をまったく異にしているため、英米であてはまることが日本でもそのままあてはまるわけではないが、利得消滅の抗弁を検討するにあたり誤払いなど一方的給付の事例を重視すべきことは少なくともいえるであろう(実際、わが国でも抗弁の可否が問題となった裁判例の大半は、英米と同様、誤払いや過払いの事例である)。

つぎに過責の考量論について論じたい。先に見たように、過責の考量論(とりわけ、リストメント142条2項が提案するもの)は、英米の法学者から強い批判を受けており、英米の裁判所においても一般的に承認されているとはいいがたい。もっとも、過責の考量が何らかの影響を及ぼしていると思われる英米の裁判例がいくらか存在することも事実である。この種の事案はとくにつぎの二つの種類の事案に顕著に見られる。すなわち、①利得債務者が困窮状態にあるため利得の返還を利得債務者に命じるのが過酷な結果を導く場合([8], [9], [13]などの事件)、および、②利得債権者(ないしその被用者)に契約上の義務違反や不法行為があった場合([21], [24], [26]などの事件)である。

わが国の「利得消滅の抗弁」が、主観的な衡平ではなく、客観的な現存利益を基礎としているとすれば、英米においてすら一般的でない過責の考量論を、わが国に導入するのは無理があるようと思われる。たしかに、上の①と②の種類の事案では過責の考量によって返還額を調整することが妥当な結論を導くようにみえるが、当事者の過責というのは現存利益の範囲の問題とは本来無関係なものであろう。したがって、わが国における解釈論としては、まずは現存利益を客観的に算定することから出発し、上記の①の事案については民法1条の権利濫用ないし信義則の規定の適用の可否を検討し、また②の事案については必要に応じて債務不履行または不法行為による損害賠償債権を反対債権とする相殺の可否を検討することにより、民法703条の枠の外で当事者の過責を論じるべきではなかろうか。⁽¹⁴⁴⁾

英米不当利得法における「事情変更の抗弁」

さて、英米の不当利得法は現在大きな転換期にあり、本稿で取り上げた「事情変更の抗弁」の法理についても、それが将来どのように展開されていくのかは必ずしも明確ではない。そのため、本稿はいまなお形成途上にある法理について、現在までの途中経過を紹介したにすぎない。今後の動向にも注目していきたい。

[注]

- (1) 「事情変更の抗弁」についてある程度まとまった記述をしている邦語文献としてはつぎのものがある。谷口知平『不当利得の研究』(有斐閣・1949年) 262-263頁, 347-348頁, 367頁, 371-373頁; 土田哲也「準契約上の救済について(2)—S. J. Stoljar の所説を中心として—」香川大学経済論叢40巻5号7-12頁(1967年); 松坂佐一『英米法における不当利得』(有斐閣・1976年) 104-127頁, 209-210頁。このうち、谷口博士の著書と松坂博士の著書は「事情変更の抗弁」を米国の原状回復法リストメントを中心に紹介し、土田教授の論文はオーストラリアの法学者ストルジャー(Stoljar)の著書を参考にして紹介する。
- (2) この語は、藤原正則『不当利得法』(信山社・2002年) 146頁の用語にならうものである。
- (3) たとえば、加藤雅信教授はつぎのように述べる。「アメリカ法においては、Restatement によって restitution という把握が一般的になっている……この restitution は quasi contract, constructive trust, equitable lien, subrogation, contribution, equitable accountingなどの伝統的諸制度に即して分類されている。しかし、これらの類型は、英米法系と異なる法系に立つ日本法にとってあまり参考にならないし、また、機能的な形で日本法における不当利得の対応物を検討することにも多少困難がある……本書は、不当利得という一つの法制度の把握を主眼においているがゆえに、法系が違いすぎると機能的比較もまた困難なのである」(加藤雅信『財産法の体系と不当利得法の構造』(有斐閣・1986年) 18頁)。
- (4) 我妻栄『債権各論下巻一(民法講義V 4)』(岩波書店・1972年) 1057-1058頁、鈴木祿弥『債権法講義 三訂版』(創文社・1995年) 694-696頁。
- (5) 谷口・前掲注(1)347-351頁参照。
- (6) See W. Seavey & A. Scott, *Restitution*, 54 L. Q. R. 29 (1938).
- (7) これは沿革上の理由による。これを説明するには訴訟方式 (forms of action) の変遷ないし発展を明らかにする必要がある。

中世において準契約的な関係を保護するために用いられた訴訟方式とし

て「計算訴訟」(account) および「金銭債務訴訟」(debt) があった。しかし、これらの訴訟方式には次のような欠陥があった。まず計算訴訟は手続が非常に複雑であり、かつ時間のかかる訴訟方式であった。他方、金銭債務訴訟は、被告が一定の人数を集めて雪冤宣誓 (compurgation) をなすことにより原告の訴追を免れてしまうなどの大きな問題をかかえていた。このため、のちになると「債務負担支払引受訴訟」(indebitatus assumpsit) とよばれる別の訴訟方式がこれらを席巻するようになった。

債務負担支払引受訴訟は、「引受訴訟」(assumpsit) の一形態である。初期の引受訴訟は、被告による明示の引受け (express assumpsit), すなわち契約締結後に新たになされる債務承認, が存在する場合にしか提起が認められなかった。しかし、1602年のスレイド事件 (Slade's case) により未履行契約において引受けの存在が当然に推認されることが確立されたのち、この場合に用いられる訴訟方式が「債務負担支払引受訴訟」と呼ばれるようになった。そして17世紀末までには原告と被告との間に何らの契約がない場合にも引受け (金銭の支払約束) が擬制されることで債務負担支払引受訴訟が認められるようになり、これにより債務負担支払引受訴訟が準契約の最も一般的な訴訟方式として新たな発展をはじめることになった。以上につき、小林規威『英國準契約法』(千倉書房・1960年) 36-56頁, 72-112頁参照。

(8) Moses v. Macferlan (1760) 2 Burr 1005, 97 Eng. Rep. 676. この事件は次のようなものであった。Xは約束手形に裏書をしてYに譲渡した。このときYは、この裏書によりXが何ら金銭支払いの責任を負うものではない (すなわちXは遡求されない) 旨、書面で確約した。ところがこの約束にもかかわらず、YはのちにXを相手取って少額債権裁判所 (Court of Conscience) に訴えを起こし、勝訴判決を得た (少額債権裁判所ではYによる前記約束はXにとって抗弁となりえないものであった)。そこでXはいったん判決で命じられた支払をした上で、その金銭の返還を求めて王座裁判所に訴えを起こした。マンスフィールド卿は本文に挙げたような理由付けによりXを勝たせた。

(9) なお、17世紀から18世紀前半にかけて大陸諸国では自然法思想の影響により不当利得理論に関する新たな潮流がすでに興っていた。すなわち、condictio の訴権の基礎を衡平に置く見解がグロティウス (Grotius) らにより主張され、一般的な利得返還請求権の存在が主張されるようになっていた (See R. ZIMMERMANN, THE LAW OF OBLIGATIONS 885-886 (1990)).

(10) 立石芳枝「イギリス法における準契約」谷口還暦記念『不当利得・事務管理の研究(2)』(有斐閣・1971年) 344頁。

英米不当利得法における「事情変更の抗弁」

- (11) 木下毅『アメリカ私法・日米比較私法序説』(有斐閣・1988年) 204頁, 206頁参照。
- (12) Sinclair v. Brougham [1914] A.C. 398. この貴族院判決がとった契約擬制説は債権債務関係の発生原因を契約と不法行為の二つに限るという発想に基づいている。それゆえ、第三のカテゴリーである不当利得に関する法が契約法や不法行為法から分離独立して発展することは契約擬制説のもとでは困難になるといえる。
- (13) W. KEENER, A TREATISE ON THE LAW OF QUASI-CONTRACTS (1893); F. WOODWARD, THE LAW OF QUASI-CONTRACTS (1913).
- (14) 擬制信託は、不当利得を阻止する働きを有するエクイティ上の救済のうちの最たるものである。木下・前掲注(11)214頁には次のような説明がある。「擬制信託は、不当な利得が存在する場合に当事者の意思とは無関係に法の働きにより、利得者を受託者とし、その利益を受くべき者を受益者として信託を擬制する制度である。ある者がコモン・ロー上自己に帰属する物を、エクイティ上は擬制信託に基づいて他人のために保有しているものと裁判所が認定すれば、受託者と擬制された者は信託により拘束される物を受益者に対しだちに引き渡すように義務づけられることとなる。この場合の財産に対する受益者の権利は『準物権的』(quasi in rem) な権利であり、受託者が破産した場合などには受益者はその財産に対する追及権(right to follow the trust property) を行使できる点にそのメリットがある……イギリスでは当事者間に『信認的関係』(fiduciary relationship) がある場合にのみ擬制信託を認めてきたのに対し、アメリカではこれを要件としていない……【アメリカにおいて】この擬制信託が認められるのは、明示信託に関する判例が、受託者からの転得者についてその成立を認める擬制信託の場合を除けば、(1)代理人・本人間、組合員相互間、使用者・被用者間、当然本人に帰属する財産を本人の計算において管理ないし処分すべき場合、および、(2)錯誤、詐欺、強迫、不当威圧などにより財産権の移転がなされる場合である」。
- (15) この二人が著した主要な論著として次のものがある。J. DAWSON, UNJUST ENRICHMENT: A COMPARATIVE ANALYSIS (1951); J. DAWSON & G. PALMER, CASES ON RESTITUTION (2nd ed. 1969); G. PALMER, THE LAW OF RESTITUTION (four vols., 1978 & Supp.).
- (16) R. GOFF & G. JONES, THE LAW OF RESTITUTION (1st ed. 1966). なお、共著者の一人であるゴフはのちに裁判官となり、原状回復法の理論がはじめて貴族院で採用された Lipkin Gorman v. Karpnale Ltd. 事件貴族院判決においては事件の審理に加わり指導的な役割を果たした。
- (17) Deglman v. Guaranty Trust Co. of Canada and Constantineau

(1954) 3 D. L. R. 785.

- (18) Lipkin Gorman (a firm) v. Karpnale Ltd. and another [1991] 2 A. C. 548. なお、かつての貴族院判決がとっていた準契約における契約擬制説もほぼ同時期に判例変更により明示的に放棄された。See Westdeutsche Landesbank Girozentrale v. Islington London Borough Council [1996] A. C. 669.
- (19) Pavey & Matthews Pty. Ltd. v. Paul (1986) 162 C. L. R. 221.
- (20) 英国では、大陸法（とくにドイツ法）の不当利得制度に関する比較法的研究が盛んになってきており、ドイツ法の影響は少なからぬものがある。近時の活発な議論状況については、齋藤彰「連合王国における不当利得論争について」関西大学法学論集46巻4・5・6号133頁（1997年）参照。
- (21) P. BIRKS, AN INTRODUCTION TO THE LAW OF RESTITUTION (1985); A. BURROWS, THE LAW OF RESTITUTION (1993).
- (22) A. BURROWS, UNDERSTANDING THE LAW OF OBLIGATIONS: ESSAYS ON CONTRACT, TORT, AND RESTITUTION 45 (1998).
- (23) LORD GOFF OF CHIEVELEY & G. JONES, THE LAW OF RESTITUTION 15 (5th ed. 1998).
- (24) See *ibid*.
- (25) *Id.* at 73-75.
- (26) これはわが民法でいえば事務管理にあたるものである。
- (27) Goff & Jones, *supra* note 23, at 74.
- (28) たとえば、大判昭和8年11月21日民集12巻2666頁、最判平成3年11月19日民集45巻8号1209頁。
- (29) 加藤・前掲注(3)76-78頁参照。
- (30) バークスによれば、「value surviving」には二つの意味があるとされる。その一つは返還請求者にとって有利になりうる意味であり、もう一つは逆に不利な方向に働く意味である。返還請求者にとって有利な意味での「value surviving」の例として、たとえば金銭が不当利得されて利得者がその金銭で値上がりが確実な土地をうまく買ったとする。この場合英米法では、ある種の事案においては、返還請求者は自己の選択により金銭ではなく「value surviving」、つまりその金銭の代位物である土地、を引き渡せといえる。これは英米法においてエクイティ上認められてきた物権的価値返還請求（tracing）の効果であり、これは土地がすでに値上がりしている場合も同様である。他方、返還請求者にとって不利な意味での「value surviving」の方は「事情変更の抗弁」を理由とする責任減免にかかるものであり、先ほど挙げた日本民法703条での「現存利益」の意味に近いものといえる。See P. Birks, *Change of Position: The Nature of the Defence and its*

英米不当利得法における「事情変更の抗弁」

Relationship to Other Restitutionary Defences in MCINNES (ed.), RESTITUTION: DEVELOPMENTS IN UNJUST ENRICHMENT 68-74 (1996).

- (31) *Id.* at 69.
- (32) 1987年未成年者契約法 (*Minors' Contracts Act 1987*) 3条1項。この条文の訳については〔表1〕参照。
- (33) この例として好適なのが、*Baylis v. Bishop of London* 事件 ([1913] 1 Ch. 127) である。この事件はつぎのようなものであった。英國国教会のロンドン主教 (Bishop of London) であったYは、自分が監督していた主教区 (diocese) の牧師が破産したため、その財産の管理人になった。Yは、その一環として、その牧師が聖職禄 (benefice) として「10分の1税」(tithe) を受ける権利を有していた教区 (parish) において、「10分の1税」の徴収を行った。Xは「10分の1税」を錯誤によりYに支払った。Yは支払われた金銭を教区の経費や破産した牧師の債務の支払いに充てた。のちにXはYを相手取って金銭の返還を求める訴えを起こした。Yは、衡平に基づく一般的な抗弁を認めたマンスフィールド卿の傍論を引き合いに出して、自らには抗弁事由があると主張した。控訴院はYの抗弁を退け、Xの請求を認めた。控訴院のハミルトン卿 (Hamilton L. J.) はつぎのように述べた。
「146年前 [すなわちマンスフィールド卿の判決が出された時期] がどうであれ、この20世紀においては、『人と人との間の正義』という魅力的な名をしばしば付けられてきた、あいまいな法理を適用する自由は我々にはない」 ([1913] 1 Ch. 127 at 140)。バークスは、今日であれば、本件で事情変更の抗弁が適用されたことを示唆している (*Birks, supra* note 30, at 61)。
- (34) *Cowern v. Nield* [1912] 2 K. B. 419; *R. Leslie Ltd. v. Sheill* [1914] 3 K. B. 607.
- (35) *R. Leslie Ltd. v. Sheill* [1914] 3 K. B. 607.
- (36) この事件でローレンス判事 (A. T. Lawrence J.) はつぎのように述べる。「[準契約上の訴訟の一つである] 支払受領金銭返還請求訴訟 (action for money had and received) がまったく契約から独立したものであるというのは正しくないと思われる……金を返すという約束が制定法によって『完全に無効』とされているとき、同じ金を返すという約束を擬制することは不可能である」 (*Id.* at 626)。
- (37) 「お節介な行為」の教科書的な例としては、頼まれもしないのに隣人の家のペンキを塗り直すとか、頼まれもしないのに隣人の車を洗う、などといったものが挙げられる。
- (38) たとえば、原状回復法リストメント第2条は、「お節介な行為により他人に利益を与えた者は、それにつき不当利得の返還を求める権利がない」としている。

(39) 「お節介な行為」が冷遇されることを顕著に示す例として、Owen v. Tate 事件 ([1976] 1 Q. B. 402) がある。この事件はつぎのようなものであった。Y (被告) はA銀行 (訴外) に対して債務を負っていた。L (訴外) は、このYの債務につき、物上保証人として自己の不動産に譲渡抵当を設定していた。Lは自分が担保としてA銀行に権原証書を提供していることに不安を覚え、かつての雇い主であるX (原告) に相談した。XはLを救うため、Yに何ら相談することなくYの保証人となるとともに、350ポンドの現金をA銀行に担保として提供し、かわりに権原証書をLに返還させた。これを知ってYはXに抗議した。しかし他方で、Yは、A銀行から支払の催促を受けると、Xが担保として提供した現金を債務の弁済に充当するよう二度にわたって求め、結局A銀行はそれに従った。そこでXはYを相手取って、求償を求める訴えを起こした。英国高等法院および控訴院はいずれもXの請求を棄却した。控訴院のステフェンソン卿 (Stephenson L. J.) はつぎのように述べた。「Xは、事前にYから明示の委託も黙示の委託も受けることなしに、銀行に対するYの債務を支払う責任を自発的に引き受けている。それゆえ、Xは自分が支払ったものを取り返すことができない」 ([1976] 1 Q. B. 402 at 412)。わが民法は本人の意思に反して保証人となつた者にも「債務者カ現ニ利益ヲ受クル限度」で求償権を認めていた（民法462条2項）ため、日本法であればXは求償権を有したものと考えられる。

(40) See Birks *supra* note 30, at 53.

(41) Lipkin Gorman v. Karpnale Ltd. [1991] 2 A. C. 548, 580 per Lord Goff of Chieveley. 後で述べるようにこの Lipkin Gorman v. Karpnale Ltd. 事件は英國貴族院が事情変更の抗弁をはじめて一般的な形で認めたものである。この事件で英國貴族院はこの抗弁の具体的な内容の形成を将来の判例の展開にゆだねるという立場をとり、この抗弁の中味についてはきわめて漠然としたことしか述べなかつた。裁判所がこの判決のように事情変更の抗弁を「衡平」「正義」といった漠然とした観念に基づかせるのは英米法圏において一般に共通して見られる傾向である。

(42) *Id.* at 580-581.

(43) このような例を出すものとして、たとえば Lipkin Gorman v. Karpnale Ltd. [1991] 2 A. C. 548, 579; RBC Dominion Securities Inc. v. Dawson (1994), 111 D. L. R. (4th) 230, 238.

(44) Moses v. Macferlan (1760) 2 Burr. 1005, 97 Eng. Rep. 676; 「原告の請求のすべて、あるいは原告の請求の一部、が、衡平と良心の故に (ex aequo et bono), 原告の権利でないことを示す、あらゆる事実により〔被告は〕自らを防御することができる」 (*id.* at 1010)。

(45) 事情変更の抗弁が一般的な形で認められる前にも断片的にいくつかの

英米不当利得法における「事情変更の抗弁」

事例である種の事情変更が抗弁と認められていた、といわれることがある
(see Goff & Jones, *supra* note 23, at 818-819)。

- (46) たとえば、Costigan, *Change of Position as a Defence in Quasi-Contracts* (1906) 20 HARV. L. V. 205; Cohen, *Change of Position in Quasi-Contract* (1931) 45 HARV. L. V. 1333.
- (47) なお、原状回復法リストメント69条にもほぼ同一内容の規定がある。ここで引用した142条は「原状回復を求める訴え一般に適用されうる準則」という章の中にあるのに対し、69条は「詐欺を含む、錯誤」(Mistake, including Fraud) の章にある。また、原状回復法リストメント178条では擬制信託が事情の変更により消滅しうることが規定されている。なお、この178条では “change of circumstances” ではなく “change of position” という語が用いられている。
- (48) Judicature Act 1908, s. 94B (この条項は Judicature Amendment Act 1958 により加えられたものである)。この条項の文言は次のとおりである。

“§94B. Payments made under mistake of law or fact not always recoverable

Relief, whether under section ninety-four A of this Act or in equity or otherwise, in respect of any payment made under mistake, whether of law or of fact, shall be denied wholly or in part if the person from whom relief is sought received the payment in good faith and has so altered his position in reliance on the validity of the payment that in the opinion of the Court, having regard to all possible implications in respect of the other persons, it is inequitable to grant relief, or to grant relief in full, as the case may be.”

【試訳】

第94条B 法律の錯誤または事実の錯誤により支払いをなしたとしてもつねに取り戻しうるわけではないこと

訴訟上の救済〔金銭の返還〕を求める請求の相手方〔被告〕が善意で支払いを受け、かつ、その者〔被告〕が支払いが有効であると信じて自分の状態を変え、その結果、〔原告に〕救済を与えること、または事案によっては〔請求の〕全額につき救済を与えること、が、第三者の利害をありうるかぎりすべて顧慮した上でなお、衡平に反すると裁判所が考えるとき、錯誤によりなした支払いについての救済は、それが本法94条Aに基づくものであるとエクイティその他に基づくものであるとを問わず、また法律の錯誤であると事実の錯誤であるとを問わず、全部または一部につき否定される。

- (49) 連邦制をとるオーストラリアではこの判決以前にも各州のレベルで事情変更の抗弁を採用する例があり、ウェスタン・オーストラリア州における立法 (e. g. Property Act 1969, s. 125 (1)) やビクトリア州最高裁判所の判決 (Bank of New South Wales v. Murphett [1983] 1 V. R. 489) がその例として挙げられる。
- (50) すでに III 2 で述べたことと重なるが、準契約に関する契約擬制説がとられている間は事情変更の抗弁が認められるのは困難であり、不当利得理論の発展により契約擬制説が克服されたことが (II 2 参照) この抗弁がひろがった重要な背景の一つとなっているといえる。カナダの Rural Municipality of Storthoaks v. Mobil Oil Canada Ltd. 事件 ([1] 事件)においてマートランド裁判官は次のように述べる。「事実の錯誤により支払われた金銭の返還を求める訴えが Moses v. Macferlan 事件においてマンスフィールド卿が明らかにした基礎の上になりたつものであるならば、受益者は『全面否認訴答 (general issue) により衡平に基づくあらゆる抗弁を主張し』うるし、『原告の請求のすべて、あるいは原告の請求の一部、が、衡平と良心の故に (ex aequo et bono), 原告の権利でないことを示す、あらゆる事実により自らを防御することができる』。これらの事件 [誤払いされた金銭の返還請求の理論的基礎が論じられた事件] において議論された問題の重要性はここにあるのである。これに対して、返還義務が契約的なものであるならば、返還を求めることが公正かつ衡平であるかどうかによって返還義務が左右されることはない」 (55 D. L. R. (3d) 1, 12)。また、イギリスの Lipkin Gorman v. Karpnale Ltd. 事件 ([2] 事件) においてゴフ卿は次のように述べる。「私は次のことを認める。本件におけるソリシタたち [原告] の請求はクラブ [被告] の不当利得に基づくものである。そして、この請求は、原状回復法の原則にしたがって、クラブがソリシタたちの損失において真実不当地に利得しているといえるときしか認められない」 ([1991] 2 A. C. 548, 578)。
- (51) 一般に金銭の誤払いそれ自体は、このような表示を含むものとは見られない。ただし、支払人が受領者に対して義務（とくに正確な計算結果を示す義務）を負っているのにその義務に違反した場合は、表示がなくても表示があった場合と同様に扱われる（Goff & Jones, *supra* note 23, at 830）。
- (52) ただし誤払いが主として受領者側の過失（なすべき報告の懈怠など）により生じたときは、禁反言は主張できない (Larner v. London County Council [1949] 2 K. B. 683, 689)。
- (53) see Goff & Jones, *supra* note 23, at 828; RBC Dominion Securities Inc. v. Dawson (1994) 111 D. L. R. (4th) 230, 234.

英米不当利得法における「事情変更の抗弁」

- (54) 米国の原状回復法リストメントには禁反言の抗弁について特に規定はなく、パーマーやドップズの体系書も禁反言の抗弁についてほとんどふれていない。米国では禁反言の抗弁が原状回復法に関するかぎり实际上すたれてしまったのではないかと考えられる。
- (55) RBC Dominion Securities Inc. v. Dawson (1994) 111 D. L. R. (4th) 230, 237.
- (56) Phillip Collins Ltd. v. Davis and another [2000] 3 All E. R. 808.
- (57) ドップズは事情変更が問題となる主たる事例類型として、①被告が利益を受け取ったが、その利益を自分より優位の請求権 (better claim) をその利益に対して持つ者に引き渡した場合、②受益がなかつたらなきなかつたであろう支出により被告が利得を費消した場合、③被告が利益を受け取ったが、それが滅失するか、損傷を蒙るか、あるいは破壊されるかして返還不能になった場合、の三つを挙げている。本稿で挙げた分類はこれを参考にした上で（ただし順序を入れ代えて②③①の順番にした）、「その他」の類型を加えたものである。See D. DOBBS, LAW OF REMEDIES (2nd ed. 1993) §11.8.
- (58) 英米法では、甲が錯誤により金銭を乙の代理人丙に支払ったとき、甲は乙だけでなく丙に対しても金銭の返還請求をなしうるのが原則とされる。この甲の請求に対し丙は自分が善意で金銭を本人である乙に引き渡したことを立証することで金銭の返還義務を免れることができる。これは一般的な事情変更の抗弁が認められるはるか前から存在していた法理であり、事情変更の抗弁のいわば始祖の一つともいいうものであると思われる。もっとも、そもそも甲が丙にかかっていけるという原則自体が「代理人は当事者とならない (the agent should drop out)」という代理法の一般原則からの奇妙な逸脱であり、「はなはだ奇異に思われる」という指摘も存在する (Birks, *supra* note 30, at 66.)。
- (59) Dobbs, *supra* note 57, §11.8.
- (60) RESTATEMENT OF RESTITUTION §142, Comment b. なお、同様のことを述べるイギリスの判例として Scottish Equitable Bank v. Derby [2001] 3 All E. R. 818(過払いされた個人年金を債務の返済に充てた事例)などがある。
- (61) Dobbs, *supra* note 57, §11.8.
- (62) 浅見公子「イギリス法における相続人と相続分」ジュリ630号118頁（1977年）、石川稔「アメリカ法における相続人と相続分」ジュリ630号129頁（1977年）参照。
- (63) RESTATEMENT OF RESTITUTION §142, Comment b.
- (64) リストメントは、つきの設例では事情変更の抗弁が認められると

する。AはBを年俸5,000ドルで雇っていた。Aはクリスマスの贈り物としてBに100ドルやろうとして誤って200ドルやってしまった。Bはクリスマスの贈り物として雇い主からもらったものを慈善のため寄付するのを常としており、その200ドルを地元の慈善団体 (local relief organization) に寄付した。RESTATEMENT OF RESTITUTION §142, Illustration 8.

(65) このように考えた理由は、慈善目的の寄付が複数の判例において事情変更の抗弁が認められる典型例として扱われていることによる。See *Lipkin Gorman v. Karpnale Ltd.* [1991] 2 A.C. 548, 579; *RBC Dominion Securities Inc. v. Dawson* (1994), 111 D.L.R. (4th) 230, 238.

(66) RESTATEMENT OF RESTITUTION §142, Comment b.

(67) このことはリストメントのつぎの設例からもうかがえる。「AはBを年俸5,000ドルで雇っていた。Aはクリスマスの贈り物としてBに100ドルやろうとして誤って200ドルやってしまった。Bはこれを家族の生活費 (family expenses) に使うとともに、思いがけなく多くの贈り物をもらつたために、さらにいくつかのぜいたく品 (luxuries) を買った。Aは100ドルの返還を請求できる」。RESTATEMENT OF RESTITUTION §142, Illustration 7. また、ドップズは、金銭の受益者がその金銭を「ある夜ワインと社交と歌を楽しむことに費やした」(invested in an evening of wine, good company, and song) 場合について、事情変更の主張が許されないことを示唆して、「受益者は自分の『利益』を無形のかたちで得たいと望み、そして自分がそのために対価を支払ったものを得た」といわれうることを指摘する。Dobbs, *supra* note 57, §11.8.

(68) 「彼女[被告]が金を受け取ったそもそもその発端は原告の間違い(error)であり、その間違によって彼女は金が自分のものであつて自分がその金を使ってもその使途を誰にも説明しなくてよいものと信じた」。(1994) 111 D.L.R. (4th) 230, 240.

(69) *Ibid.*

(70) 浪費に類するものとして、受益者が詐欺師に金をだまし取られる、というのがある。ニュージーランド控訴院はそのような事件において、請求者・受益者双方の過責を考慮して、受益者が欺罔者に渡した金額の3分の2について事情変更の抗弁が認められたとした (*Thomas v. Houston Corbett & Co.* [1969] N.Z.L.R. 151)。この過失相殺的なアプローチについては後 (IV 3 (3)(d)) で詳述する。

(71) ドップズはこの判決に対して肯定とも否定ともつかないコメントをしており、この判決をどう位置づけるかに苦慮しているようである。Dobbs, *supra* note 57, §11.8.

(72) *Ibid.*

英米不当利得法における「事情変更の抗弁」

(73) この事件はいろいろな文献でしばしば引用されており、比較的メジャーな事件のようであるが、私はこの事件をここで一般的事例として引用するのが適切かどうか躊躇するところがある。その理由は次のとおりである。第一に、これは被告が事情変更の抗弁ではなく禁反言の抗弁を主張した事件であること。第二に、この事件では裁判所が今日の一般的理解とは明白に異なる見解、すなわち誤払いされた金銭がいかなる形で失われようとも錯誤（誤払いの原因となった錯誤）が当事者に共通であったときはそれは抗弁とはならない、という見解（実質的にこれは「事情変更の抗弁」そのものを全面的に否認するのに近い）をとっているように見受けられること、である。

(74) (1994) 111 D. L. R. (4th) 230, 239-240.

(75) RESTATEMENT OF RESTITUTION, §142 (1).

(76) See Palmer, *supra* note 15, §16.8. p. 510; Dobbs, *supra* note 57, §11. 8.

(77) Birks, *supra* note 30, at 60.

(78) 最近、枢密院司法委員会（コモンウェルス諸国からの上訴を審理する司法機関）も、受益を予期してなした出費が事情変更となりうる旨を、判決の傍論で述べている (Dextra Bank & Trust Company Ltd. v. Bank of Jamaica [2002] 1 All E. R. (Comm.) 193)。

(79) 「そのような物〔特定の土地または動産〕が彼〔受益者〕に利益を与えることなく滅失したり、……盗まれたり、壊されたとき、彼〔受益者〕には原状回復義務がない」。RESTATEMENT OF RESTITUTION §142 Comment b. なお、受益者に物の受領および取扱いにつき過責がないことが要求されるか否かについては注(80)を参照。

(80) なお、この事件において裁判所は、特定物の滅失・盗難などの事例に関するリストメントの注釈 (RESTATEMENT OF RESTITUTION §142 Comment b) を参照して、「受益者が金銭を過責なく受領したとき、金銭を保持する権利が自分にないことを受益者が知るまでは、受益者は金銭〔の滅失〕につき注意義務を負わない」と述べて、受益者がなした投資の危険性や合理性は問題にならないものとした (Hilliard v. Fox 735 F. Supp. 674, 679 n. 6 (1990))。Cf. Palmer, *supra* note 15, §16.8 (物の受領だけでなく取扱いについても受益者に無過責を要求しているように読める)。

(81) Judicature Act 1908, s. 94B.

(82) Burrows, *supra* note 21, at 425-426. もっとも、最近ニュージーランド高等法院は、制定法とは別に、判例法上の（より一般的な）事情変更の抗弁があるとして、自己の意思に基づかない出来事も事情変更になりうるとする判決を下した (National Bank of New Zealand Ltd. v. Waitaki

International Processing Ltd. [1997] 1 N. Z. L. R. 724, 732)。

- (83) Rural Municipality of Shorthoaks v. Mobil Oil Canada Ltd. (1975)
55 D. L. R. (3d) 1, 13; David Securities Pty Ltd. v. Commonwealth Bank
of Australia (1992) 175 C. L. R. 353, 385.
- (84) Lipkin Gorman v. Karpnale Ltd. [1991] 2 A. C. 548, 580.
- (85) Birks, *supra* note 30, at 61-62; Burrows, *supra* note 21, at 425-428.
- (86) Dobbs, *supra* note 57, §11.8.
- (87) この事件は、日本法でいえば、失踪宣告がなされた後、その宣告を受けた本人が現れて失踪宣告が取り消された、という事案に相当すると思われる。わが民法は、このような場合につき、失踪宣告により利益を得た者の利得返還責任を減免する規定を置く（民法32条2項）。
- (88) 本件で遺産管理人Yは相続人Bに直接金を引き渡したわけではないが、Bの債務を弁済することにより、Bに金を引き渡すのと実質的に等しい行為をしたものといえる。
- (89) Dobbs, *supra* note 57, §11.8. なお、この準則が代理人以外の「受認者」（fiduciary），たとえば信託受託者，にも適用があるかどうかは，私の調査では分からなかった。
- (90) この条項の文言はつぎのとおりである。

§143. Change of Position by Fiduciary

The rule stated in §142 applies to actions for restitution brought against fiduciaries for things received by them for their beneficiaries, except that where things have been delivered to an agent of an undisclosed principal in the performance of a voidable contract with the agent, the agent's payment to or on account of, or settlement with, the principal before knowledge of the mistake does not bar restitution from the agent although the principal is insolvent.

【試訳】

第143条 受認者による事情変更

第142条で述べた準則〔事情変更の抗弁の準則〕は、受認者によってその受益者〔信認関係上の受益者〕のために受領された物、を返還するよう受認者に求める訴えにも適用される。ただし、物が「隠れた本人」の代理人に引き渡され、その引き渡しが、代理人との間で締結された、取り消しする契約の履行としてなされたときは、代理人が、〔相手方の〕錯誤に気づく前に、本人に支払ったり、本人の勘定に記入したり、本人と勘定の清算をしたとしても、それによって〔相手方が物の〕返還を代理人に求めるることは妨げられない。このことは本人が支払不能になったときも変わりがない。

- (91) Palmer, *supra* note 15, §16.8 (d).

英米不当利得法における「事情変更の抗弁」

- (92) RESTATEMENT OF RESTITUTION §143, Comment e. なお、注釈では明言されていないが、143条の規定はこの準則にいくらかの制約をかける意図で設けられたと読むことも可能であると思われる。すなわち、143条の文言からすれば、リスティメントが期する適用範囲は、不当利得一般ではなく『契約の取消を原因とする不当利得』に限られている、と解しうる。もっとも、リスティメント以降に現れた判例はこのような制限を認めていないようである (Palmer, *supra* note 15, §16.8 (d)).
- (93) Dobbs, *supra* note 57, §11.8.
- (94) *Ibid.*
- (95) *Ibid.*
- (96) *Ibid.*
- (97) なお、裁判所は傍論で、X銀行が金銭返還（ないし口座凍結）の要求に際して、Y銀行に担保（Y銀行に損失が生じたときはそれを填補する旨の証書）を提供していたら結論が変わっていたであろうことを示唆する。
- (98) なお、ドップズはこの判決について、批判的に、「自分が信認義務違反に加担していることを被告は知っていた」と裁判所はおそらく事実認定したはずだった、とコメントしている (Dobbs, *supra* note 56, §4.6 n. 2)。ドップズは、本件のYは悪意の受益者ないし不法行為による受益者であって事情変更の抗弁は問題となりえないはずだ、と考えているようである。
- (99) 大判昭和7年10月26日民集11巻1920頁。
- (100) 大判昭和5年10月15日新聞3199号13頁。
- (101) なお、戦後の下級審裁判例にもこれと同様の事案（被告が旧軍人の遺族扶助料の誤払いを受けてそれを生活費や学費に充てたが、国から返還を請求された当時被告にはめぼしい財産はなかった）において被告の責任減免を認めたものがある（高松高判昭和45年4月24日判タ248号147頁）。
- (102) 本件の上告理由を読んだところでは、浪費者であることを理由に準禁治産宣告を受けた者のようである。
- (103) 最判昭和50年6月27日金商485号20頁。なお、ほぼ同旨の判例として、大判昭和14年10月26日民集18巻1157頁。
- (104) 川角由和『民法七〇三条・七〇四条・七〇五条・七〇八条（不当利得）』広中俊雄・星野英一編『民法典の百年III』（有斐閣・1998年）523-524頁。
- (105) 松坂佐一『事務管理・不当利得〔新版〕』（有斐閣・1973年）221頁。なお、四宮教授はいずれの例についても、受益者が保険をかけていたなどのために代位物が生じたときは、現存利益の減少とはならないことを示唆する（四宮和夫『事務管理・不当利得・不法行為上巻』（青林書院新社・1981年）88頁-89頁）。
- (106) 広島控判判決年月日不明（これは大判昭和7年10月26日民集11巻1933

頁の原審判決である)。

- (107) この判決以前の下級審判決には、同じく銀行のミスによる手形の払戻しにつき、善意の受益者は受領利益を移転するだけで免責されるとするものがあった(福岡地判昭和53年4月21日判タ901号90頁)。
- (108) 松坂・前掲注(105)225頁。
- (109) 東京地判昭和44年5月30日ジュリ443号6頁。
- (110) 東京地判昭和37年4月12日下民集13巻4号728頁。
- (111) 高松高判昭和37年6月21日高民集15巻4号296頁
- (112) この例として、谷口・前掲注(1)254頁、松坂・前掲注(105)220頁、四宮・前掲注(105)80頁、鈴木祿弥『債権法講義・三訂版』(創文社・1995年)695頁など。なお、我妻栄『債権各論下巻一(民法講義V4)』(岩波書店・1972年)1102頁も参照。
- (113) 谷口・前掲注(1)424頁。

谷口説における「過責の考量」論の骨子をまとめると次のとおりである(前掲注(1)424頁以下)。

1. 「過責」はかなり広い意味を持つ概念で、「悪意」「過失」だけではなく、「不当利得関係を発生せしめ又は存続せしめて置く即ち回復しないで置く社会的に非難せられる行為・容態」まで含む(谷口博士はフランス民法のfauteに比せられるが、英米法のfaultも同様の趣旨を含む概念である)。

2. 谷口説では、〈現存利益認定〉の一般的な規準は大略つきのようになる。

(1) 不当利得の発生が損失者・利得者の授受行為による場合

① 損失者の過責がきわめて大であるとき

利得者は、当該取引のためにこうむった損失あるいは財産出損を控除した残額を以て現存利益とし、それのみを返還すれば足りる。

② 利得者の過責がきわめて大であるとき

利得者は受けた利益を返還すべきで、損失の控除は認められるべきではない。

③ 損失者・利得者ともに過責が相當に認められるとき

当事者双方の過責の軽重を斟酌して、価格返還の場合ならば返還の金額を「適当に認定すべき」である。

(2) 不当利得の発生が損失者・利得者間の授受行為によらない場合

① 利得者が損失者の権利を侵害していることを「知り得べきに知らなかつた」とき

損失者の過責が極めて大なるとき以外は受けた利益をそのまま返還すべきである。

② 利得者の過責が全くないか、きわめて微少なとき

利得に因る損失を斟酌控除すべきである。

英米不当利得法における「事情変更の抗弁」

③利得者・損失者ともに過責がない場合

利得に因る損失の半分を、受けた利益から控除して返還すべきである。

3. なお、過責としては、不当利得の発生についての過責だけではなく、不当利得の発生後それを発見したり、不当利得関係を除去することに関する過責も顧慮されねばならないとされる。

(114) 谷口・前掲注(1)347-351頁参照。

(115) *Lipkin Gorman v. Karpnale Ltd.* [1991] 2 A.C. 548, 580.

(116) これについてはバーツの挙げる次のような例が参考になろう。「女性実業家 (businesswoman) が銀行からの定期的勘定通知 (bank statement) を見て10,000ドルの不明な入金を見つけた。彼女はすぐにこれは誤りにちがいないとさとり、そしてこれを正そうとだけ考えた。彼女はきわめて忙しかった。彼女はこの問題に3日間手が回らなかった。その間に銀行は取引を停止し、海外での多額の損失により破産した。[誤った] 支払いをなした者が原状回復を求めて起こした訴えに対し、この女性実業家は、彼女が「入金が誤りである」とさとっていたことにもかかわらず、少なくとも一般的な基準に照らして彼女が合理的に行動していたと裁判所に認められるときは、抗弁〔事情変更の抗弁〕を有するはずである」(Birks, *supra* note 30, at 59)。

(117) *National Bank of New Zealand Ltd. v. Waitaki International Processing Ltd.* [1997] 1 N.Z.L.R. 724.

(118) *RESTATEMENT OF RESTITUTION* §142 (3) (a). なお、ドースンは、受益者の行為が「不法行為的」かどうかという問題は、後に述べる「過責の考量」の問題と同様、米国の裁判所において無視されている、と主張する。J. Dawson, *Restitution without Enrichment* 61 BOSTON UNIV. L. R. 563, 571 (1981).

(119) 望月礼二郎『英米法〔新版〕』(青林書院・1997年) 277-278頁には横領 (conversion) につき次のような解説がある(ただし主としてイギリス法に関するものである)。「横領には種々の態様がある。それは、原告の占有している物を一時的または永久的に奪取 (taking) することによっても成立する……他人の動産を破壊または物理的な変更を加えること、あるいは売却などの法律的処分をすることも『横領』になる。売却の場合には、売主はもちろん、買主も原則として『横領』の責任を問われる。この責任は、買主がいかに善意であっても成立するという意味で厳格な責任である。ただし、公開の市場 (market overt) においてその市場の慣行 (usage) に従って売られた物品については善意有償の買主がその物品の所有権を取得し (Sale of Goods Act 1979, s. 22 (1)), 『横領』の責任を問われない」。

(120) *RESTATEMENT OF RESTITUTION* §142, Comment d. この事例にお

いて横領をなした者が悪意の場合にも事情変更の抗弁が許されないことはいうまでもない。

- (121) 「この抗弁〔事情変更の抗弁〕が違法行為をなした者 (Wrongdoer) に認められるべきでないことは一般に認められている。これらの問題〔受益者の悪意や違法行為についての問題〕は、これらの問題が生じて検討を要するようになった事件においていずれ深く検討されうる問題である」 ([1991] 2 A. C. 548, 580)。なお，“Wrongdoer”という言葉はやや漠然とした多義的な語のようである。See Birks, *supra* note 30, at 58.
- (122) Birks, *supra* note 30, at 58.
- (123) 原状回復法リストメントには巻末に起草者による逐条解説 (reporter's note) が付されておりそこで参考判例などが説明されているのだが、どうしたわけか142条については (69条も同様) 巷末の解説がないため、判例の出所が分からなくなっている。
- (124) この事案と類似する設例が原状回復法リストメント中に存在する。
see RESTATEMENT OF RESTITUTION §142, Illustration 12.
- (125) Dawson, *supra* note 118 at 571-572.
- (126) Goff & Jones, *supra* note 23, at 826.
- (127) Birks, *supra* note 30, at 54.
- (128) Goff & Jones, *supra* note 23, at 826. また、最近の枢密院司法委員会の判決も傍論で同様の考え方を示している (Dextra Bank & Trust Company Ltd. v. Bank of Jamaica [2002] 1 All E. R. (Comm.) 193)。
- (129) Birks, *supra* note 30, at 58.
- (130) Dextra Bank & Trust Company Ltd. v. Bank of Jamaica [2002] 1 All E. R. 193.
- (131) もともと、原状回復法リストメント142条2項自体、このような考え方方はとっていなかったようである。すなわち、リストメントはこの条項につき注意書 (caveat) を付しており、「2項および3項で述べた準則は……受益者が事実を知らなかつた点で不注意であった、あるいは、受益者が目的物を善意不実表示により取得した、ということにより受領者に請求者よりも大きな過責があるときに事情の変更が抗弁となることを否定する趣旨ではない」としている。したがって少なくとも一定の場合については、「受益者の過責の大きさが返還請求者の過責の大きさ以下であること」というのはこの抗弁の不可欠の要件でないとみているのである。
- (132) これはドップズの表現である (Dobbs, *supra* note 57, §11.8)。また、「当事者の一方または双方に過責が相当に (fairly) あるときは、相互の過責の度合い (relative fault) は、斟酌されるべき事実の一つである」というパーマーの叙述 (Palmer, *supra* note 15, §16.8 (e)) も実質的に同趣旨のも

英米不当利得法における「事情変更の抗弁」

のであろう。

- (133) なお、本件はニュージーランド控訴院に上訴されたが、控訴院判決 ([1999] 2 N. Z. L. R 211) もこの結論を是認した。
- (134) Dextra Bank & Trust Company Ltd. v. Bank of Jamaica [2002] 1 All E. R. (Comm.) 193.
- (135) たとえば、松坂・前掲注(105)226頁、加藤・前掲注(3)147-149頁、四宮・前掲注(105)133-134頁など。
- (136) Clarke v. Dickson (1858) E. B. & E. 148.
- (137) Goff & Jones *supra* note 23, at 273.
- (138) Lord Blackburn in Erlanger v. New Sombrero Proshate Co. (1878) 3 App. Cas. 1218, 1278-1279.
- (139) See ENGLARD, RESTITUTION OF BENEFITS CONFERRED WITHOUT OBLIGATION, 10 INTERNATIONAL ENCYCLOPEDIA OF COMPARATIVE LAW, ch. 5, s. 301 (1991).
- (140) Dobbs, *supra* note 57, §9.3 (3).
- (141) Armstrong v. Jackson [1917] 2 K. B. 822.
- (142) Dobbs, *supra* note 57, §9.3 (3).
- (143) 藤原・前掲注(2)147頁
- (144) 同様の主張は、いわゆる「衡平説」(不当利得法の基礎を衡平に求める、旧来の通説)を批判する立場(類型説、箱庭説)から、すでに数多くなされている。たとえば、信義則や権利濫用の適用可能性につき、好美清光「不当利得法の新しい動向について(上)」判夕386号22頁(1979年)、加藤・前掲注(3)595頁。また、損害賠償債権との相殺という構成について、山田誠一「誤った資金移動取引と不当利得(上)」金法1324号18頁(1992年)。

[表1] 不当利得責任の減免事由

1. 全面的に責任を排除するもの

日本法	英米法(とくに英法)
<ul style="list-style-type: none"> ・不当利得返還請求権の時効による消滅（167条1項） ・目的物の善意取得（192条）（争いあり） ・債務の不存在を知りつつなした弁済（狭義の非債弁済）（705条） ・債務者でない者が錯誤により他人の債務の弁済をなした場合において債権者が善意で証書を毀滅したこと（707条） ・不法原因給付（708条） 	<ul style="list-style-type: none"> ・消滅時効（statutes of limitation, laches） ・善意有償取得（bona fide purchase） ・任意の支払（voluntary payment） ・「事情変更の抗弁」が認められる一例 ・「不道徳な原因からは訴権は生じない」（ex turpi causa non opitur actio）という原則 ・お節介な行為（officious conducts） <ul style="list-style-type: none"> ○委託を受けていないのに他人の事務を管理する（例：頼まれもしないのに隣家の車を洗う） ○委託なき保証人が弁済する ○委託なく他人の土地を改良する（善意の占有者が錯誤により土地に有益費を投じた場合を含む） <p>[その他の抗弁事由]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・禁反言（estoppel） ・被告の無能力（incapacity）（未成年、精神障害など）^{注1} ・誤払いが事実の錯誤ではなく法の錯誤によって生じたこと^{注2} <p>など</p>

2. 具体的事情に応じて責任を減免するもの

日本法	英米法(とくに英法)
<ul style="list-style-type: none"> ・信義則・権利濫用（1条2項、1条3項） ・不当利得責任の範囲を現存利益の範囲に縮減する諸規定（703条のほ 	<ul style="list-style-type: none"> ・事情変更の抗弁 ・事情変更の抗弁

英米不当利得法における「事情変更の抗弁」

<p>か、33条2項（失踪宣告の取消）、 748条2項（婚姻の取消）など)注3 ・制限能力者が法律行為を取り消し た場合（121条但書）</p> <p>・原告に生じた損失を限度として不 当利得返還請求が認められるとい う原則（703条の通説的解釈）</p>	<p>・1987年未成年者契約法（Minors' Contracts Act 1987）</p> <p>第3条1項：裁判所は、そうす ることが正当かつ衡平にかなうな らば、被告〔未成年者〕に対して、 当該契約にもとづき被告が取得 した財産又はその財産の代位物 (any property representing it) を原告に移転するよう命じること ができる注4</p> <p>※イギリスのコモン・ローでは未成 年者を拘束しない契約について未 成年者は契約責任のみならず原状 回復責任も負わないことが原則な ので（上欄参照）、日本民法121条 とは原則と例外が反対となる。</p> <p>・原告に生じた損失が第三者へ転嫁 されたこと（passing on）注5</p>
--	--

注1：この抗弁は、現在では1987年未成年者契約法（Minors' Contracts Act 1987）によっ
て、ある程度制約されている。

注2：この抗弁は、最近になって貴族院判決により廃止された（Kleinwort Benson Ltd. v. Lincoln City Council [1999] 2 A.C. 349）。

注3：事務管理についても本人（受益者）の責任の範囲が「現ニ利益ヲ受クル限度」とさ
れる場合がある。すなわち事務管理が本人の意思に反してなされた場合（702条3
項）および主債務者の意思に反して保証をなした者が債務の弁済をなした場合（462
条2項）である（なお、学説の中には、これらの規定は実質的には事務管理の規定
ではなく、不当利得の規定だとするものもある）。このほか類する処理がなされる場
合として、占有物に有益費を投下した者がその費用の償還を求める場合（196条2
項）が挙げられる。この場合、占有者から費用償還請求を受けた者は「[物]の価格
ノ増加カ現存スル場合ニ限り」費やされた金額または物の増価額を選択して償還す
る。

注4：この条文の訳については、望月礼二郎『英米法〔新版〕』（青林書院・1997年）358頁
を参考にした。

注5：具体的には、国や地方公共団体が企業に対し法律に反する課税をしたところ、企業
がその税の負担を商品の価格に上乗せて購入者（消費者）に転嫁した結果、企業
に損失が生じなかった（あるいは損失が減少した）場合などに問題となる。カナダ
最高裁判所は課税者にこの抗弁を認め（Air Canada v. British Columbia (1989)
59 D.L.R. (4th) 161），イギリスでも付加価値税（VAT）について同旨の立法がな
された（Value Added Tax Act 1994, s. 80 (1)）。ただし、イギリス控訴院はこの抗
弁を一般化する（つまり、税金に関する事件にも認める）ことには反対の立場を
示している（Kleinwort Benson Ltd. v. Birmingham C.C. [1997] Q.B. 380）。

[表2] 「利得消滅の抗弁」および「事情変更の抗弁」に関する具体的事例（金銭の誤払い事案を中心に）

1. 利益の費消

日本法	英米法（とくに英法）
<ul style="list-style-type: none"> ・既存債務の返済 <ul style="list-style-type: none"> × 大判昭和7年10月26日民集11卷1920頁〔ただし民法121条但書に関する事案〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・既存債務の返済 <ul style="list-style-type: none"> × 誤払いされた金銭を自己の債務の返済に充てた；Ohaio v. Rosemeier, 288 N. E. 2d 326 (1972) [米] × 上に同じ；United States v. Reagan, 651 F. Supp. 387 (1987) [米] ○ 誤払いされた金銭を亡父（遺産なし）の残した債務の返済に充てた；Amalgamated Assn. et al v. Danielson, 128 N. W. 2d 9 (1964) [米]
<ul style="list-style-type: none"> ・生活費・学費 <ul style="list-style-type: none"> × 大判昭和7年10月26日民集11卷1920頁〔ただし民法121条但書に関する事案〕 ○ 大判昭和8年2月23日新聞3531号8頁〔軍人遺族扶助料誤払いに関する事案〕 ○ 高松高判昭和45年4月24日判タ248号147頁〔旧軍人の遺族扶助料誤払いに関する事案〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業費・生活費 <ul style="list-style-type: none"> × 誤払いされた金銭を地方公共団体が通常の経費に充てた；Rural Municipality of Storthoaks v. Mobol Oil Canada Ltd., (1975) 55 D. L. R. (3d) 1 [加] ○ 金銭を誤払いされた後に不運に見舞われた（職を失った上配偶者が重病に陥った）被告が善意で金銭を費消した；Moritz v. Horsman, 9 N. W. 2d 868 (1943) [米] ○ 数年にわたり著作権使用料の過払いを受け、それを生活費に充てた；Philip Collins Ltd. v. Davis [2000] 3 All E. R. 808 [英]
<ul style="list-style-type: none"> ・親族による費消 <ul style="list-style-type: none"> × 大判昭和5年10月15日新聞3199号13頁〔郵便貯金の超過払戻金を被告の親権者が費消した事案〕 	
<ul style="list-style-type: none"> ・浪費〔ただしいずれも121条但書に関する事案〕 <ul style="list-style-type: none"> ○ 大判昭和14年10月26日民集18卷1157頁 	<ul style="list-style-type: none"> ・浪費 <ul style="list-style-type: none"> ○ 誤払いされた金銭を浪費した（釣り旅行や友人の歓待に充てた）；RBC Dominion Securities

英米不当利得法における「事情変更の抗弁」

<p>◎ 最判昭和50年6月27日金融商事485号20頁</p>	<p>Inc. v. Dawson, (1994) 111 D. L. R. (4th) 230 [加]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物の購入 <ul style="list-style-type: none"> × 誤払いされた金銭で車を買った；Picotte v. Milles, 203 S. W. 825 (1918) [米] × 誤払いされた金銭を家の頭金に充てた；Messer-smith v. G. T. Murray & Co., 667 P. 2d 655 (1983) [米] ◎ 金銭を誤払いされたことにより本来買い替える予定のなかった家具類を買い替えた；RBC Dominion Securities Inc. v. Dawson, (1994) 111 D. L. R. (4th) 230 [加]
----------------------------------	---

2. 利益の滅失

日本法	英米法（とくに英法）
<ul style="list-style-type: none"> ・金銭の預け先である銀行の破産による回収不能 <ul style="list-style-type: none"> ◎ 広島控判判決年月日不明（大判昭和7年10月26日の原審・民集11巻1933頁以下参照）[ただし民法121条但書に関する事案] 	<ul style="list-style-type: none"> ・金銭の投資先や貸付先の倒産 <ul style="list-style-type: none"> △ 誤払いされた金銭をベンチャー・ビジネスに投資したところ原告から金銭の返還請求を受ける前にそれが倒産した；Hilliard v. Fox, 735 F. Supp. 674 (1990) [米] ◎ 誤払いされた金銭を或る名望ある金融会社に預託したが、その会社が倒産して金銭が回収不能になつた[ただし裁判所は過失相殺的処理を行つて回収不能になつた金額のうち1割は原告に返すべきものとした]；The National Bank of New Zealand Ltd. v. Waitaki International Processing Ltd., [1997] 1 N. Z. L. R. 724 [NZ]

3. 利益の移転

日本法	英米法（とくに英法）
<ul style="list-style-type: none"> ※ 日本法では、受領権限を有する代理人が本人を代理して金銭を受 	<ul style="list-style-type: none"> ・代理人による本人への引渡し <ul style="list-style-type: none"> ◎ Pond v. Underwood (1705)

領した場合、本人への引渡しの有無を問わず、代理人は不当利得返還責任を負わないものと考えられる（受領の効果はもっぱら本人にのみ帰属するため）。

- ・甲が乙に手形の取立てを依頼し、通常の裏書きをして乙に手形を交付した。乙はその手形の取立てを丙銀行に依頼した。その手形は不渡りであったが丙銀行は誤って乙に払戻金を支払った。乙は受け取った金を甲に渡した

△ 最判平成3年11月19日民集45卷8号1209頁〔ただし仮定に基づく傍論〕

- ・N T T がダイヤルQ 2 の情報料を情報提供業者に代わって電話加入契約者から徴収して業者に引き渡した

△ 最判平成13年3月27日判時1760号82頁

2 Ld. Raym. 1210 [英]

◎ Cary v. Webster (1721) 1 Str. 480 [英]

ほか多数

- ・遺産管理人による相続人等への引渡し

◎ Beam v. Copeland, 14 S. W. 1094 (1890) [米]

- ・（信託の）受託者から（信託の）受益者への引渡し

○ 受領した金銭を受託者が信託上の義務に基づいて受益者である甲に引き渡した（甲が支払不能であるかどうかについては特にふれられていない）；Weiner v. Roof, 74 P. 2d 736 (1937) [米].

- ・銀行がその受領した金銭をその顧客の口座に記帳

◎ 原告の誤払いした金銭を被告銀行がその顧客である甲の口座に記入した（原告が誤払いを理由に金銭の返還を請求するまでの間に甲は支払不能になっている）；Jefferson County Bank v. Hansen Lumber Co., 55 S. W. 2d 54 (1932) [米]

○ 原告銀行は誤って二重に被告銀行に送金を行い、被告銀行は原告の指図に従いそれらを顧客甲の口座に記入した（原告が誤払い分を返還するよう被告銀行に求めた後に甲は金銭を引き出しその後甲は支払不能となった）；French Bank of Cal. v. First Nat. Bank etc., 585 S. W. 2d 431 (1979) [米]

英米不当利得法における「事情変更の抗弁」

4. その他の損失の発生

日本 法	英 米 法 (とくに英法)
<ul style="list-style-type: none"> ・契約費用・税の負担 <ul style="list-style-type: none"> ◎ 東京地判昭和44年5月30日ジユリ443号6頁[無効な契約の締結費用] ◎ 東京地判昭和37年4月12日下民集13巻4号728頁[利益にかかった所得税] ・利益を得るにあたり、原告以外の第三者に反対給付をなした <ul style="list-style-type: none"> × 大判昭和12年7月3日民集16巻1089頁〔盗品パルプ事件〕 ◎ 高松高判昭和37年6月21日高民集15巻4号296頁[ただし裁判所は「現存利益」の算定の問題ではなく「受けた利益」の算定の問題とする] ※ 民法707条に該当する事案など 	<ul style="list-style-type: none"> ・契約費用 <ul style="list-style-type: none"> ◎ 原告は被告に金銭を支払う旨の合意をなして金銭を支払ったのち錯誤を理由に金銭の返還を請求したが、上の合意に際して被告は弁護士費用を出費していた；Sawyer v. Mid-Continent Petroleum Corporation, 236 F. 2d 518 [米] ・利益を得るのに関連して原告以外の第三者に給付をなした <ul style="list-style-type: none"> ◎ 原告の金銭を盗んだ訴外甲が被告カジノで賭博を行い被告の方がより多く勝ってその金銭を手に入れたが、被告は他方で何度も負けたときに甲に支払をなした；Lipkin Gorman v. Karpnale Ltd. [1991] 2 A. C. 548 [英]. ◎ 原告会社の社長が小切手を不正に振り出して被告に交付した際、被告は原告会社の社長に対価を支払った；Anita Valley, Inc. v. Bingley 279 N. W. 2d 37 (1979) [米] ・第三者に対する権利が消滅時効などにより喪失した <ul style="list-style-type: none"> ◎ 原告は第三者である甲が本来支払うべき金銭を被告に支払ったのち自分が錯誤に陥っていたことを発見して被告に金銭の返還を請求した。そのときまでに被告は請求期限の途過により甲の保証人乙に対して権利行使ができなくなっていた；Fegan v. Great Northern Ry. Co., 81 N. W. 39 (1899) [米] ◎ 約束手形の遡求権が出訴期限の経過により失われた；German Security Bank v. Columbia Finance & Trust Co., 85 S. W. 761 (1905) [米]

【注】表中の記号・略称の意味は次のとおり。

- ◎……責任の減免を認めたもの
- ……一般論として責任の減免がありうることを認めた上で審理を尽くさせるため原審に差し戻したもの
- △……一般論として責任の減免がありうることを認めたが立証が不十分であるとして主張を退けたもの
- ×……責任の減免を認めないもの

[英] ……イギリス（イングランド） [米] ……アメリカ合衆国

[加] ……カナダ [NZ] ……ニュージーランド